

目 次

課税第一部

(ページ)

【審理課】

1	基本的な考え方	1
2	事前照会事務	1
3	不服申立事務	1
4	争訟見込み事案に対する支援事務	1
5	その他	2

【機動課】

1	基本的な考え方	3
2	令和元事務年度の事務運営	3

【資産評価官】

○	土地評価審議会	4
---	---------	---

【国税訟務官室】

1	基本的な考え方	5
2	訴訟事務関係	5
(1)	事実関係の正確な把握及び的確な訴訟遂行	5
(2)	主張の充実	5
(3)	最近の訴訟事務を取り巻く環境への的確な対応	5
3	争訟見込み事案等に対する支援	5
4	判決情報のフィードバック	5
(1)	判決速報	6
(2)	調査に生かす判決情報	6
(3)	署の職場研修等への当室職員の講師派遣	6

【資料調査第一課】

1	基本的な考え方	7
2	令和元事務年度の事務運営	7
(1)	調査事務の充実	7
(2)	人材育成	7
○	調査事績（平成31年3月末現在）	8

【資料調査第二課】

1 基本的な考え方	11
2 令和元事務年度の事務運営	11
(1) 調査事務の充実	11
(2) 調査審理の充実	11
3 人材育成等	11
○ 調査事績（平成 31 年 3 月末現在）	12

【資料調査第三課】

1 基本的な考え方	14
2 令和元事務年度の事務運営	12
(1) 資料情報収集の充実等	14
(2) 人材育成	14
○ 資料情報収集事績（令和元年 6 月末現在）	15

【資料調査第四課】

1 基本的な考え方	17
2 令和元事務年度の事務運営	17
(1) 調査事務の充実	17
(2) 税制改正意見の提出	17
(3) 國際的租税回避スキーム事案に対応した調査体制	17
3 人材育成	17
○ 調査事績（平成 31 年 3 月末現在）	18

【統括国税実査官（重要）】

1 基本的な考え方	21
2 令和元事務年度の事務運営	21
(1) 調査事務	21
(2) 選定事務	21
○ 調査事績（平成 31 年 3 月末現在）	22

【統括国税実査官（情報担当）】

1 基本的な考え方	24
2 令和元事務年度の事務運営	24
(1) 調査企画事案及び情報の提供	24
(2) プロジェクト型調査企画への取組	24

(3) 人材育成	24
○ 調査企画等の状況について（平成 31 年 3 月末現在）	25
【統括国税実査官（国際担当）】	
1 基本的な考え方	26
2 令和元事務年度の事務運営	26
(1) スキーム事案等の調査企画	26
(2) CRS 情報の有効活用	26
○ 調査企画等の状況について（平成 31 年 3 月末現在）	27
【統括国税実査官（富裕層担当）】	
1 基本的な考え方	28
2 令和元事務年度の事務運営	28
(1) 重点管理富裕層の適切な管理及び調査企画	28
(2) 重点管理富裕層に対する実質的な接触割合の引き上げ	28
3 富裕層に関する管理・調査企画等のノウハウの開発及び共有	28
○ 調査企画等の状況について（平成 31 年 3 月末現在）	29
【統括国税実査官（消費税等担当）】	
1 基本的な考え方	30
2 令和元事務年度の事務運営	30
(1) プロジェクト事案に対する調査支援等	30
(2) 情報収集・分析及び調査企画等	30
(3) 調査結果等の分析	30
(4) ノウハウの開発・共有等	30
○ 調査企画等の状況について（平成 31 年 3 月末現在）	31
【統括国税実査官（電商担当）】	
1 基本的な考え方	32
2 令和元事務年度の事務運営	32
(1) 最先端分野への取組	32
(2) 全国電商チーム一体運営の推進	32
(3) デジタルフォレンジックの活用	32
○ 調査事績（平成 31 年 3 月末現在）	33
○ 開発事績（平成 31 年 3 月末現在）	33

事務運営の概要等

課税第一部 審理課

1 基本的な考え方

審理課は、課税処理の統一性・透明性の確保の要請を踏まえ、法令の適用に関する事務に関して多角的な観点から検討を加え、一元的で効率的な審理体制の強化を目的として、局署の複雑困難事案に係る審理事務について、関係各課及び局署審理専門官等との緊密な連携・協調体制の下、効果的かつ効率的な事務運営を行う。

2 事前照会事務

- (1) 事前照会事案については、事案の発生後早期に方向性を明確化するとともに、局内関係課や庁審理室との連絡・協議を密にし、情報を隨時共有することで、正確かつ迅速な処理を行う。
- (2) 文書回答手続については、局外への広報活動及び職員への利用促進の意識付けを積極的に行うとともに、文書回答手続を利用していない事前照会事案に対し利用勧奨を行うことで、その利用促進を図る。

3 不服申立事務

- (1) 再調査請求事案については、大型事案を中心に臨署指導を積極的に実施するとともに、モデルスケジュール表を活用した進行管理の徹底により適正かつ迅速な処理を行う。
- (2) 直接審査請求事案については、臨署指導を積極的に実施するとともに、事務が集中するときには、担当ラインを超えて課内の事務量を平準化することにより、答弁書の期限内提出を厳守する。

4 爭訟見込み事案に対する支援事務

- (1) 「争訟見込み事案に対する支援等に係る事務処理手続について（事務運営指針）」に定める支援を実施するほか、①特定の争点・事項についての照会や理由附記の文書審査などにも積極的に対応、②法曹審理官のノウハウを活用し、調査中の証拠の評価や私法上の取扱いなどの相談にも積極的に対応、③局調査事案について、支援対象に一定金額以上の重加算税賦課事案を追加、④局調査事案について、隨時、各課の審理専門官等とショートミーティングを実施などにより、争訟見込み事案に対する早期関与的確な支援を実施する。

(2) 法曹審理官による実例を交えた講話を実施し、局・署の職員の能力の向上を図る。

5 その他

局内関係課室の審理担当者が一堂に会し、各課室にまたがる広範な審理上の問題の協議及び情報の共有化を図る場として、審理協議会を適切に運営していく。

事務運営の概要等

課税第一部 機動課

1 基本的な考え方

機動課は、資産課税課との連絡協調体制の下、各署における複雑困難事案等の発生状況及び調査の進捗状況等を的確に把握し、署からの派遣要請を踏まえて、相続税事案を中心に、「署では対応が困難な真に調査が必要な事案」に係る調査支援を行う。

また、調査経験の浅い職員（調査事務経験3年未満の者）に対しては、調査技法等のレベルアップが図られるよう積極的に同行指導を実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 派遣方針

機動課職員の派遣は、富裕層への対応を強化するため、相続税事案（原則、総遺産価額3億円以上）を中心に、「署では対応が困難な真に調査が必要な事案等」に対する調査支援を主目的として、下表のとおり年3回実施する。

(2) 調査経験の浅い職員等に対する支援

調査経験の浅い職員に対する支援を強化するため、派遣開始時期を7月中旬とし、専科・専攻税法研修受講前の職員に対する指導を充実させる。

また、調査パフォーマンスの向上を図るため、調査経験の浅い職員に対する指導に加え、派遣先署における事務系統間交流者等への指導を実施する。

○ 年間派遣スケジュール

月 事務年度	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
元												

1回目派遣 2回目派遣 確申派遣 3回目派遣

← 前期派遣 → ← - - - - - → ← 後期派遣 →

事務運営の概要等

課税第一部 資産評価官

○ 土地評価審議会

土地評価審議会は、相続税法第26条の2の規定等により、土地の評価に関する事項で国税局長がその意見を求めたものについて調査審議することを目的として、毎年5月に開催している。

〔参考〕

○ 審議事項

- ① 都県庁所在都市の最高標準宅地の評価基準額
- ② 都県の用途別主要標準地の評価基準額及び借地権の価額
- ③ 農業投資価格

○ 委員（定員：20名、任期：平成29年10月1日～令和元年9月30日）

区分	氏名	職名
学識経験者	梅田 圭	みずほ信託銀行 株式会社 常務執行役員
	井上 隆	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
	西尾 昇治	東京商工会議所 常務理事
	白田 佳子	筑波学院大学 経営情報学部 客員教授
	西山 由美	明治学院大学 経済学部 教授
	西村 新	東京税理士会 会長
	杉田 慶一	千葉県税理士会 会長
	西川 弘典	一般社団法人 不動産協会 税制委員会 委員長
	岩谷 真	一般財団法人 日本不動産研究所 常勤監事
	稻野邊 俊	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 副会長
	坂本 圭一	一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会 会長
	持田 文男	一般社団法人 神奈川県農業会議 会長
地方公共団体の職員	須藤 正敏	東京都農業協同組合中央会 会長
	佐藤 智秀	東京都 総務局 行政部長
	尾培 美貴江	神奈川県 政策局 自治振興部長
	今泉 光幸	千葉県 総務部長
関係行政機関の職員	鈴木 康之	山梨県 総務部長
	倉林 健二	関東財務局 管財第二部長
	青戸 直哉	関東農政局 経営・事業支援部長
	馬場 敏郎	関東森林管理局 計画保全部長

事務運営の概要等

課税第一部 国税訟務官室

1 基本的な考え方

国税訟務官室は、国税の課税処分等について提起された取消訴訟や損害賠償請求訴訟等における訴訟事務を通じて、適正・公平な課税の実現と税務行政への信頼を確保することを目的とし、的確な訴訟遂行に努める。

2 訴訟事務関係

(1) 事実関係の正確な把握及び的確な訴訟遂行

課税関係の訴訟事務においては、事実関係の正確な把握が極めて重要であることから、新たに発生した訴訟事件については、原処分担当部署と連携を密にして速やかに原処分等の内容を検討し、訴訟遂行上必要と認められる場合は積極的に補完調査を実施するなどして証拠を収集し、的確な訴訟遂行に努める。

(2) 主張の充実

海外取引等を含む複雑かつ困難な租税回避事件等については、原処分担当部署を含む関係部署と綿密な打合せを行うほか、大学教授等の専門家を積極的に活用し、主張の更なる充実を図る。

(3) 最近の訴訟事務を取り巻く環境への的確な対応

訴訟事務を取り巻く環境は、近年、①国際課税や租税回避事件など事件の大型化・複雑化、②相手側訴訟代理人の専門化、③審理の迅速化の各傾向が継続している。

よって、争訟見込み事案に対する支援などの機会を通じて、引き続き原処分段階から関係部署との緊密な連携を図るとともに、法務当局との連携の強化や、コアとなる人材の育成のための計画的な登用にも配意する。

3 争訟見込み事案に対する支援

争訟見込み事案については、課税第一部審理課及び調査第一部調査審理課からの支援要請などを受けて、支援班を中心に、調査の早い段階から関与し、事実確認や証拠等の収集・保全等について訴訟対応の観点からの的確な支援を行う。

4 判決情報のフィードバック

勝訴判決を積み重ねて税務行政への信頼を確保していくためには、適時・的確な訴訟遂行はもとより、課税処分等が訴訟に耐え得るものであることが重要であることに鑑み、署職員等に対し次に掲げる判決情報を積極的に提供するとともに、その有効活用等を働きかけていく。

(1) 判決速報

判決において示された裁判所の判断等を調査現場などの課税実務において早期にかつ効果的に活用することができるよう、事実関係、判決要旨を簡記した判決速報を作成し、原則、判決後1か月以内に「東京国税局ポータルサイト共通ライブラリ」に掲載する。

(2) 調査に生かす判決情報

判決において示された裁判所の判断を基に、法令解釈や調査手続、証拠の収集・保全など、実務において参考となる事項を判決情報として作成し、「東京国税局ポータルサイト共通ライブラリ」に掲載する。

(3) 署の職場研修等への当室職員の講師派遣

上記(1)及び(2)の情報の有効活用と原処分調査への審理支援を目的として、署の要請に応じて当室職員を職場研修等の講師として派遣しており、引き続き、積極的な活用を署に働きかける。

事務運営の概要等

課税第一部 資料調査第一課

1 基本的な考え方

複雑、困難、広域、複数税目などの観点から、署では十分な調査を行うことができないと認められるいわゆる調査困難事案等について、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施するとともに、それらに関する調査技法の開発に努める。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 調査事務の充実

調査の実施に当たっては、調査困難事案等を的確に選定した上で、重点課題である国際化・富裕層・消費税・無申告事案について優先的かつ積極的に着手・処理する。

また、法令等に基づき適正に調査手続きを履行し、円滑に調査を実施するとともに、的確な進行管理の下、事案に応じた適切な調査体制を編成するなど、コストパフォーマンスを意識した調査を効果的かつ効率的に実施する。

なお、調査審理においては、客観性を十分に確保した上で、課税の統一性・適法性の確保及び適正な課税の観点から、審理専門官等が調査着手前（準備調査）あるいは着手後早期の段階から事案に関与することで、課税要件の充足性を確保するとともに必要な証拠の収集・保全を的確に行う。

(2) 人材育成

当課経験の浅い職員の調査能力の向上を図るため、定期的な机上研修と担当班を中心としたOJTによる指導を実施するとともに、選定事務に際しては、各種資料の分析・検討方法等の指導により調査事案の組成手法等を習得させる。

また、署職員の調査能力の向上を図るため、短期併任の受入れ及び局署合同事案調査等の機会を活用し、OJT及び各種研修を積極的に実施する。

調査事績(平成31年3月末現在)

1 基幹事案

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	計画 件数	着手 件数	着手 割合	処理 件数	処理 割合	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	不正 所得	追徴 税額				
	年度	No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 件	⑦ %	⑧ 件	⑨ %	⑩ 百万円	⑪ 百万円	⑫ 百万円			
単 獨	29	1	(2)	11	(2)	15	136.4	13	118.2	12	92.3	7	53.8	2,928	675	853	
	30	2	(3)	12	(3)	15	125.0	12	100.0	12	100.0	5	41.7	1,949	332	1,151	
局署合同	29	3	(0)	22	(0)	20	90.9	20	90.9	19	95.0	14	70.0	832	750	382	
	30	4	(0)	20	(0)	21	105.0	21	105.0	21	100.0	17	81.0	1,225	681	577	
合 計	29	5	(2)	33	(2)	35	106.1	33	100.0	31	93.9	21	63.6	3,760	1,425	1,235	
	30	6	(3)	32	(3)	36	112.5	33	103.1	33	100.0	22	66.7	3,174	1,013	1,728	
3年平均		7		32		35	109.4	31	96.9	28	90.3	19	61.3	2,897	1,882	1,204	
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8		100.0%		102.9%		ポイント +3.1	106.5%	ポイント +6.2	117.9%	ポイント +9.7	115.8%	ポイント +5.4	109.6%	53.8%	143.5%

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9	(2)	8	(2)	8	100.0	7	87.5	5	71.4	2	28.6	2,308	133	548
	30	10	(2)	10	(2)	10	100.0	10	100.0	10	100.0	4	40.0	1,749	181	1,059
対前年比 (10/9又は10-9)	11		125.0%		125.0%		±0.0	142.9%	+12.5	200.0%	+28.6	200.0%	+11.4	75.8%	136.1%	193.2%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

2 基幹・関連事案合計

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	少額 是正 件数	少額 是正 割合	基幹 1件 当たり	基幹1件 当たり 中央値	
	年度	No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円	⑨ 百万円	⑩ 百万円	⑪ 件	⑫ %	⑬ 百万円	⑭ 百万円
単 獨	29	1	23	18	78.3	11	47.8	3,226	248	928	71	1,308	4	30.8	101	45
	30	2	32	32	100.0	15	46.9	2,930	244	723	60	1,370	-	-	114	59
局署合同	29	3	30	29	96.7	18	60.0	941	47	800	40	405	11	55.0	20	9
	30	4	31	29	93.5	24	77.4	1,365	65	757	36	620	8	38.1	30	24
合 計	29	5	53	47	88.7	29	54.7	4,167	126	1,728	52	1,713	15	45.5	52	17
	30	6	63	61	96.8	39	61.9	4,295	130	1,480	45	1,990	8	24.2	60	29
3年平均	※	7	54	48	88.9	28	51.9	3,578	115	2,214	71	1,623	12	38.7	52	23
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8	116.7%	127.1%	ポイント +7.9	139.3%	ポイント +10.0	120.0%	113.0%	66.8%	63.4%	122.6%	66.7%	▲ 14.5	115.4%	126.1%

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事業に係る中央値を記載している。

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9	7	5	71.4	2	28.6	2,308	330	133	19	548	3	42.9	78	12
	30	10	10	10	100.0	4	40.0	1,749	175	181	18	1,059	1	10.0	106	34
対前年比 (10/9又は10-9)	11		142.9%	200.0%	ポイント +28.6	200.0%	+11.4	75.8%	53.0%	136.1%	94.7%	193.2%	33.3%	▲ 32.9	135.9%	283.3%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

(7)、(9)、(13)は、基幹・関連合計した所得金額(⑥、⑧)及び追徴税額(⑩)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

(11)は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

(12)は少額是正件数(⑪)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

(14)は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

3 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.		処理 件数	更 修 正 件数	更 修 正 割 合	不正 発見 件数	不正 発見 割 合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額
	年度	No.										
単 独	29	1	27	22	81.5	15	55.6	3,322	256	1,021	79	1,332
	30	2	32	32	100.0	15	46.9	2,930	244	723	60	1,370
局署合同	29	3	36	35	97.2	23	63.9	1,032	52	883	44	430
	30	4	41	39	95.1	31	75.6	1,580	75	923	44	688
合 計	29	5	63	57	90.5	38	60.3	4,354	132	1,904	58	1,762
	30	6	73	71	97.3	46	63.0	4,510	137	1,646	50	2,058
3 年 平 均	7		63	56	88.9	33	52.4	3,712	120	2,292	74	1,657
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8		115.9%	126.8%	ポイント +8.4	139.4%	ポイント +10.6	121.5%	114.2%	71.8%	67.6%	124.2%

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9	7	5	71.4	2	28.6	2,308	330	133	19	548
	30	10	10	10	100.0	4	40.0	1,749	175	181	18	1,059
対前年比 (10/9又は10-9)	11		142.9%	200.0%	ポイント +28.6	200.0%	ポイント +11.4	75.8%	53.0%	136.1%	94.7%	193.2%

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額(⑥、⑧)を基幹の処理件数(①④)で除した値を示す。

4 消費税

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.		調査 件数	増差 税額	内固有	1 件 当たり	不正 税額	内固有	1件 当たり
	年度	No.							
単 独	29	1	14	305	222	22	92	74	7
	30	2	12	28	19	2	13	11	1
局署合同	29	3	23	114	66	5	76	58	3
	30	4	28	259	140	9	175	135	6
合 計	29	5	37	419	288	11	168	132	5
	30	6	40	287	159	7	188	146	5
3 年 平 均	7		35	351	214	10	174	134	5
3年平均対比 (6/7)	8		114.3%	81.8%	74.3%	70.0%	108.0%	109.0%	100.0%

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。

②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税及び各加算税の合計を示す。

事務運営の概要等

課税第一部資料調査第二課

1 基本的な考え方

複雑、困難、広域、複数税目などの観点から、署では十分な調査を行うことができないと認められる調査困難事案や、近年の社会・経済情勢の変化や新たな取引手法等にも着目した多額の課税上の問題が想定される事案、税制や法的仕組みを利用した租税回避等が見込まれる課税困難事案について、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 調査事務の充実

引き続き、相続税事案等の富裕層事案のうち、大口・悪質な調査困難事案や課税困難事案に重点を置き、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施する。

また、調査パフォーマンスの最大化に向け、選定、準備調査、進行管理の各段階でその精度を向上させる。このため、事案組成部署との連携などにより調査困難事案の選定や独自選定における事前の資料情報の充実など選定精度の向上に取り組むとともに、調査展開に応じた検討会の実施、事案ごとメリハリのある事務量投下など、調査マネジメントをより充実させる。

(2) 調査審理の充実

当課の担当する事案は、社会的注目を集める事案、課税関係が複雑で課税処理が困難な事案が多いことから、調査審理の充実に努める。特に、課税困難事案や争訟が見込まれる事案の調査に当たっては、審理専門官の早期関与や調査着手前から審理部署等との連携により、法令面からの検討、争訟を見据えた証拠の収集と保全などを充実させる。

3 人材育成等

資料調査課の実査官としての経験が少ない者や、若手実査官の中には調査経験が十分でない者も見られることから、課全体で職員の調査能力及び審理能力の向上に努める。このため、実地調査等を通じたOJTによる調査手法の習得、調査情報等の共有、事案検討会の充実などに取り組む。

また、職員が持てる能力を十分に発揮できるよう、職場環境の整備に努める。

調査事績(平成31年3月末現在)

1 基幹事案

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	計画 件数	着手 件数	着手 割合	処理 件数	処理 割合	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	不正 所得	追徴 税額
	年度 No.	① 件	② 件	③ %		④ 件	⑤ %	⑥ 件	⑦ %	⑧ 件	⑨ %	⑩ 百万円	⑪ 百万円
単 獨	29 1	(4) 62	(4) 57	91.9	33	53.2	27	81.8	5	15.2	5,400	474	1,534
	30 2	(4) 62	(4) 52	83.9	25	40.3	23	92.0	3	12.0	7,784	1,496	2,762
局署合同	29 3	25	26	104.0	26	104.0	21	80.8	7	26.9	3,571	1,530	1,198
	30 4	24	28	116.7	27	112.5	27	100.0	2	7.4	2,372	364	633
合 計	29 5	(4) 87	(4) 83	95.4	59	67.8	48	81.4	12	20.3	8,971	2,004	2,732
	30 6	(4) 86	(4) 80	93.0	52	60.5	50	96.2	5	9.6	10,156	1,860	3,395
3 年 平 均	7	86	85	98.8	66	76.7	58	87.9	20	30.3	13,733	4,304	5,898
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8	100.0%	94.1%	▲ 5.8	78.8%	▲ 16.2	86.2%	ポイント +8.3	25.0%	▲ 20.7	74.0%	43.2%	57.6%

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29 9	(3) 76	71	93.4	47	61.8	38	80.9	8	17.0	5,892	652	1,670
	30 10	(4) 66	57	86.4	34	51.5	33	97.1	4	11.8	7,964	1,536	2,850
対前年比 (10/9又は10-9)	11	86.8%	80.3%	▲ 7.0	72.3%	▲ 10.3	86.8%	ポイント +16.2	50.0%	▲ 5.2	135.2%	235.6%	170.7%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

2 基幹・関連事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	少額 是正 件数	少額 是正 割合	基幹 1件 当たり	基幹 1件 当たり 中央値
	年度 No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円	⑨ 百万円	⑩ 百万円	⑪ 件	⑫ %	⑬ 百万円	⑭ 百万円
単 獨	29 1	40	34	85.0	5	12.5	6,704	203	474	14	2,310	16	48.5	70	11
	30 2	33	31	93.9	8	24.2	7,921	317	1,609	64	2,820	6	24.0	113	37
局署合同	29 3	26	21	80.8	7	26.9	3,571	137	1,530	59	1,198	14	53.8	46	7
	30 4	27	27	100.0	2	7.4	2,372	88	364	13	633	14	51.9	23	7
合 計	29 5	66	55	83.3	12	18.2	10,275	174	2,004	34	3,508	30	50.8	59	10
	30 6	60	58	96.7	10	16.7	10,293	198	1,973	38	3,453	20	38.5	66	24
3 年 平 均	7	73	66	90.4	20	27.4	14,270	216	4,306	65	6,198	28	42.4	94	15
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8	82.2%	87.9%	ポイント +6.3	50.0%	▲ 10.7	72.1%	91.7%	45.8%	58.5%	55.7%	71.4%	▲ 3.9	70%	160.0%

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29 9	47	38	80.9	8	17.0	5,892	125	652	14	1,670	25	53.2	36	8
	30 10	34	33	97.1	4	11.8	7,964	234	1,536	45	2,850	12	35.3	84	27
対前年比 (10/9又は10-9)	11	72.3%	86.8%	ポイント +16.2	50.0%	▲ 5.2	135.2%	187.2%	235.6%	321.4%	170.7%	48.0%	▲ 17.9	233.3%	337.5%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得額(⑥、⑧)及び追徴税額(⑩)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額は正件数(⑪)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

3 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.	処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	
年度	No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥百万円	⑦百万円	⑧百万円	⑨百万円	⑩百万円	
単 獨	29	1	44	38	86.4	5	11.4	6,731	204	474	14	2,319
	30	2	48	46	95.8	11	22.9	8,074	323	1,704	68	2,881
局署合同	29	3	32	27	84.4	7	21.9	3,605	139	1,530	59	1,205
	30	4	34	34	100.0	4	11.8	2,515	93	414	15	668
合 計	29	5	76	65	85.5	12	15.8	10,336	175	2,004	34	3,524
	30	6	82	80	97.6	15	18.3	10,589	204	2,118	41	3,549
3 年 平 均	7	89	81	91.0	21	23.6	14,511	220	4,329	66	6,262	
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8	92.1%	98.8%	+6.6	71.4%	▲ 5.3	73.0%	92.7%	48.9%	62.1%	56.7%	

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9	47	38	80.9	8	17.0	5,892	125	652	14	1,670
	30	10	34	33	97.1	4	11.8	7,964	234	1,536	45	2,850
対前年比 (10/9又は10-9)	11		72.3%	86.8%	+16.2	50.0%	▲ 5.2	135.2%	187.2%	235.6%	321.4%	170.7%

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額(⑥、⑧)を基幹の処理件数(①④)で除した値を示す。

事務運営の概要等

課税第一部資料調査第三課

1 基本的な考え方

金融商品の発達や経済活動の広域化・多様化・I C T化の進展に対応し、資料情報の充実を図るため、他の資料情報部署及び調査（企画）部署との連携・協調を一層推進させるとともに、資料源開発に当たっては、全国的・全税目的な視野に立った開発を基本としつつ、局内ニーズにも的確に対応する。

また、重点課題を主眼に情報収集を行うとともに、各課の施策等に活用できるよう、収集した情報に保有情報等を附加した上で、様々な観点から分析・検討を行い、早期に提供する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 資料情報収集の充実等

企業や官公庁に対し協力依頼により収集した取引

履歴や各種情報などの大量データを検討・分析し、真に有効な資料せんを作成する。

また、収集したデータは、新料調システムに格納し、局署職員が閲覧し調査に活用するとともに、査察部等の組成部署に提供し有効な活用を図る。

(2) 人材育成

当課で蓄積された資料情報収集技術の伝承のため、30事務年度に試行的に実施した自他局の開発特官及び資料部門と共同事案で、大量データの収集と分析などに関し技術の向上が認められたため、件数を拡大して実施する。

○ 資料情報収集事績(令和元年6月末現在(見込))

(単位:件、%、枚、百万円)

項目 事務 年度	進捗状況					収集事績				活用事績				
	計画 件数	着手件数		終了件数		活用効果の高い資料			蓄 積 その他	活用 件数	資料端緒 増差所得	1 件 当たり		
		① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 枚	⑦ 枚	⑧ 枚					
29	1	40	38	95.0	38	100.0	2,698	533	2,165	75,823,695	15	58	4	
30	2	32	29	90.6	29	100.0	2,378	403	1,975	108,462,027	70	1,312	19	
5年 平均	3	34.4	33.2	96.5	33.0	100.6	2,028	466	1,306	73,731,075	63	1,105	18	
5年平均 対比	4	%	%	ポイント	%	ポイント	%	%	%	%	111.1	%	118.7	103.9
		93.0	87.3	▲ 5.9	87.9	▲ 0.6	117.3	86.6	151.2	147.1				

事務運営の概要等

課税第一部資料調査第四課

1 基本的な考え方

国際化事案のうち、真に資料調査課が調査すべき事案、すなわち、複雑、困難、広域、多税目などの観点から、署では十分な調査を行うことができないと認められる課税困難事案等について、深度ある調査を実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 調査事務の充実

事案組成に当たっては、国際統実等の企画部署と緊密に連絡協調し、国際的租税回避スキーム事案、外国人富裕層事案及び外国人派遣社員等調査事案など、真に局で対応すべき事案を発掘・組成する。

特に、調査に当たっては、当課の持つ国際課税に関する知識・ノウハウを活用して、関係する個人・法人（外国法人、組合及び信託を含む。）を一体的に捉え、複数の税目から分析・検討し、深度ある調査を実施する。

(2) 税制改正意見の提出

調査等において国際的租税回避スキーム等の解明を行った結果、現行法令では是正ができない事例を把握した場合は、引き続き税制改正意見を積極的に提出する。

(3) 国際的租税回避スキーム事案に対応した調査体制

国際的租税回避スキーム事案に対応するためには、国際課税に関する知識や経験の他に、複数税目からの分析が必要なことから、調査部、査察部等からの交流者を積極的に配置する。

3 人材育成

署及び他局からの短期併任を引き続き受け入れ、局特別調査（単独調査）事案に同行させることにより、新たな知識や国際化事案の調査技法等を習得させる。

調査事績(平成31年3月末現在)

1 基幹事案

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.	計画 件数	着手 件数	着手 割合	処理 件数	処理 割合	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	不正 所得	追徴 税額	
単独	企画事案	29 1	(1) 11	(1) 13	118.2	7	63.6	6	85.7	-	-	23,208	-	4,790
		30 2	(2) 17	(2) 15	88.2	9	52.9	9	100.0	-	-	1,532	-	88
	外国人事案	29 3	8	3	37.5	2	25.0	2	100.0	-	-	430	-	160
		30 4	4	4	100.0	1	25.0	1	100.0	-	-	1,235	-	▲ 19
合同	企画事案	29 5	(1) 19	(1) 16	84.2	9	47.4	8	88.9	-	-	23,638	-	4,950
		30 6	(2) 21	(2) 19	90.5	10	47.6	10	100.0	-	-	2,767	-	69
	外国人事案	29 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		30 8	(1) 1	(1) 1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	29 9	-	1	-	1	-	1	100.0	-	-	10	-	7
		30 10	-	1	-	1	-	1	100.0	-	-	584	-	163
エキスパツツ 開発調査	29 11	-	1	-	-	1	-	1	100.0	-	-	10	-	7
		30 12	(1) 1	(1) 2	200.0	1	100.0	1	100.0	-	-	584	-	163
		29 13	(1) 6	(1) 5	83.3	2	33.3	2	100.0	-	-	91	-	40
合 計	29 14	3	3	100.0	-	1	33.3	1	100.0	-	-	29	-	7
		29 15	(2) 25	(2) 22	88.0	12	48.0	11	91.7	-	-	23,739	-	4,997
		30 16	(3) 25	(3) 24	96.0	12	48.0	12	100.0	-	-	3,380	-	239

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

3年平均	17	23	28	121.7	17	73.9	12	70.6	-	-	10,520	-	2,333
3年平均対比 (16/17又は16-17)	18	108.7%	85.7%	▲ 25.7	70.6%	▲ 25.9	100.0%	+29.4	-	-	32.1%	-	10.2%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

2 基幹・関連事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.	処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	少額 是正 件数	少額 是正 割合	基幹1件 当たり 中央値	
単独	企画事案	29 1	8	6	75.0	-	-	23,208	3,315	-	-	4,811	3	42.9	20
		30 2	22	17	77.3	3	13.6	2,042	227	366	41	547	2	22.2	35
	外国人事案	29 3	4	3	75.0	-	-	458	229	-	-	170	1	50.0	85
		30 4	4	1	25.0	-	-	1,235	1,235	-	-	326	-	-	326
	計	29 5	12	9	75.0	-	-	23,666	2,630	-	-	4,981	4	44.4	20
		30 6	26	18	69.2	3	11.5	3,277	328	366	37	873	2	20.0	51
合同	企画事案	29 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		30 8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	外国人事案	29 9	1	1	100.0	-	-	10	10	-	-	7	1	100.0	7
		30 10	1	1	100.0	-	-	584	584	-	-	163	-	-	163
	計	29 11	1	1	100.0	-	-	10	10	-	-	7	1	100.0	7
		30 12	1	1	100.0	-	-	584	584	-	-	163	-	-	163
エキスパツツ 開発調査	29 13	2	2	100.0	-	-	-	91	46	-	-	40	1	50.0	20
		30 14	1	1	100.0	-	-	29	29	-	-	7	1	100.0	7
	合 計	29 15	15	12	80.0	-	-	23,767	1,981	-	-	5,028	6	50.0	15
		30 16	28	20	71.4	3	10.7	3,890	324	366	31	1,043	3	25.0	51

3年平均	※ 17	23	14	60.9	-	-	10,561	621	-	-	2,352	11	64.7	6
3年平均対比 (16/17又は16-17)	18	121.7%	142.9%	+10.5	皆増	皆増	36.8%	52.2%	皆増	皆増	44.3%	27.3%	▲ 39.7	850.0%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑩は、基幹・関連合計した所得金額(⑥、⑧)及び追徴税額(⑩)を基幹の処理件数((1)(4))で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額是正件数(⑪)を基幹の処理件数((1)(4))で除した値を示す。

⑬は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

3 基幹・関連・連携事業合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.	処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	
			① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円	⑨ 百万円	⑩ 百万円
企画事業	29 1	9	7	77.8	1	11.1	23,348	3,335	8	1	4,846	
	30 2	23	18	78.3	3	13.0	1,908	212	366	41	675	
	29 3	4	3	75.0	—	—	458	229	—	—	170	
	30 4	4	1	25.0	—	—	1,235	1,235	—	—	326	
	計	29 5	13	10	76.9	1	7.7	23,806	2,645	8	1	5,016
		30 6	27	19	70.4	3	11.1	3,143	314	366	37	1,001
企画事業	29 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	30 8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	29 9	1	1	100.0	—	—	10	10	—	—	7	
	30 10	1	1	100.0	—	—	584	584	—	—	163	
	計	29 11	1	1	100.0	—	—	10	10	—	—	
		30 12	1	1	100.0	—	—	584	584	—	—	
エキスパート 開発調査	29 13	2	2	100.0	—	—	91	46	—	—	40	
	30 14	1	1	100.0	—	—	29	29	—	—	7	
合 計	29 15	16	13	81.3	1	6.3	23,907	1,992	8	1	5,063	
	30 16	29	21	72.4	3	10.3	3,756	313	366	31	1,171	

3年平均	17	24	15	62.5	1	4.2	10,608	624	3	0.2	2,364
3年平均対比 (16/17又は16-17)	18	120.8%	140.0%	ポイント +9.9	300.0%	ポイント +6.2	35.4%	50.2%	12,200.0%	15,250.0%	49.5%

※ ⑩は基幹・関連・連携事業の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額(⑥、⑧)を基幹の処理件数((1)(4))で除した値を示す。

4 消費税

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.	調査 件数	増差 税額	内固有	1 件 当たり	不正 税額	内固有	1 件 当たり
			②百万円	③百万円	④百万円			
企画事業	29 1	4	22	12	6	1	—	0.3
	30 2	12	129	136	11	1	—	0.1
	29 3	1	—	—	—	—	—	—
	30 4	3	—	—	—	—	—	—
	計	29 5	5	22	12	4	1	0.2
		30 6	15	129	136	9	1	0.1
企画事業	29 7	—	—	—	—	—	—	—
	30 8	—	—	—	—	—	—	—
	29 9	—	—	—	—	—	—	—
	30 10	—	—	—	—	—	—	—
	計	29 11	—	—	—	—	—	—
		30 12	—	—	—	—	—	—
エキスパート 開発調査	29 13	—	—	—	—	—	—	—
	30 14	—	—	—	—	—	—	—
合 計	29 15	5	22	12	4	1	—	0.2
	30 16	15	129	136	9	1	—	0.1

3年平均	17	5	19	12	4	0.3	—	0.1
3年平均対比 (16/17)	18	300.0%	678.9%	1,133.3%	215.0%	333.3%	—	100.0%

※ ①は基幹・関連・連携事業の件数の合計を示す。

②、⑤は基幹・関連・連携事業の消費税の合計を示す。

事務運営の概要等

課税第一部 統括国税実査官

1 基本的な考え方

統括国税実査官は、重要事案の管理を行う。

重要事案の管理は、

その関係者を含めて一体的にとらえて対象にして、関係各部門及び関係各局署と緊密な連携を図りながら継続的に管理する特別体制をとり、これらの者に係る資料情報の積極的な集積に努めて課税上の問題点を抽出し、その問題点の徹底解明を行うなどにより充実した調査を実施して適正かつ公平な課税の実現を図ることを目的とする。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 調査事務

3年1巡サイクルの3年目にあたる令和元事務年度は、3年に1回の選定年度であることから、調査事務量と選定事務量の配分に配意しつつ、前年に引き続き調査事務の充実を図ることとし、国際化及び富裕層への対応並びに課税困難事案への対応を的確に図ることとする。

特に、社会的注目度の高い納税者への調査においては、税務に係る自発的なコンプライアンスの向上に取り組むこととする。

また、調査効率面において、費用対効果を意識した事務運営に取り組むこととし、調査件数を含む調査事務量の最適化、及び管理事務量の最適化を図ることとする。

(2) 選定事務

上記のとおり、令和元事務年度は、3年一巡方式の事案選定年度であり、選定の重要性に鑑み、重要事案の管理に資する事案を確実に選定することとし、そのための措置として、調査事案の的確な進捗管理により所要の選定事務量を確実に確保するとともに、資料情報の確実な収集、課税上の問題点の的確かつ確実な把握により選定事務の質の向上を図ることとする。

【参考】

課税第一部統括国税査定官(重要)

調査事績(平成31年3月末現在)

1 基幹事案

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	計画 件数	着手 件数	着手 割合	処理 件数	処理 割合	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	不正 所得	追徴 税額	
単 獨	29	1	(0)	4	(0)	3	75.0	-	-	-	-	-	-	-
	30	2	(1)	9	(1)	7	77.8	3	33.3	3	100.0	2	66.7	1,345
局署合同	29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29	5	-	4	-	3	75.0	-	-	-	-	-	-	-
	30	6	(1)	9	(1)	7	77.8	3	33.3	3	100.0	2	66.7	1,345
3年平均		7	5	5	100.0	2	40.0	2	100.0	-	-	157	10	35
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8	180.0%	140.0%	ポイント ▲ 22.2	150.0%	ポイント ▲ 6.7	150.0%	ポイント ± 0.0	皆増	皆増	856.7%	12240.0%	745.7%

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9	(0)	-	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	10	(1)	9	(1)	7	77.8	3	33.3	3	100.0	2	66.7	1,345
対前年比 (10/9又は10-9)		11	皆増	皆増	皆増	皆増	ポイント	皆増	ポイント	皆増	ポイント	皆増	皆増	皆増

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

2 基幹・関連事案合計

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 ・ No.	処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	少額 是正 件数	少額 是正 割合	基幹 1件 当たり	基幹1件 当たり 中央値
単 獨	29	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	2	11	11	100.0	3	27.3	2,933	978	1,234	411	682	-	-	227
局署合同	29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	6	11	11	100.0	3	27.3	2,933	978	1,234	411	682	-	-	227
3年平均	※	7	20	18	90.0	2	10.0	1,088	544	165	83	305	-	-	153
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8	55.0%	61.1%	ポイント +10.0	150.0%	ポイント +17.3	269.6%	179.8%	747.9%	495.2%	223.6%	-	-	148.4%
															134.8%

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事業に係る中央値を記載している。

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	10	10	10	100.0	2	20.0	2,922	974	1,224	408	676	-	-	225
対前年比 (10/9又は10-9)		11	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	-	-	皆増	皆増

※ ⑪は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額(⑥、⑧)及び追徴税額(⑩)を基幹の処理件数(①④)で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額是正件数(⑪)を基幹の処理件数(①④)で除した値を示す。

⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

3 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.	処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得		追徴 税額										
									年度	No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円	⑨ 百万円	⑩ 百万円	
単 獨	29	1	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	2	11	11	100.0	3	27.3	2,933	978	1,234	411	682									
局署合同	29	3	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	4	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	29	5	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	6	11	11	100.0	3	27.3	2,933	978	1,234	411	682									
3年平均	7	23	20	87.0	2	8.7	1,174	587	165	83	278										
3年平均対比 (6/7又は6-7)	8	47.8%	55.0%	ポイント +13.0	150.0%	ポイント +18.6	249.8%	166.6%	747.9%	495.2%	245.3%										

(参考)

上記合計の うち国際化 富 裕 層	29	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	10	10	10	100.0	2	20.0	2,922	974	1,224	408	676									
対前年比 (10/9又は10-9)	11	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増									

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額(⑥、⑧)を基幹の処理件数(①④)で除した値を示す。

4 消費税

(単位:件,百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.	調査 件数	増差 税額	内固有	1 件 当たり	不正 税額	内固有	1件 当たり													
									年度	No.	① 件	② 百万円	③ 百万円	④ 百万円	⑤ 百万円	⑥ 百万円	⑦ 百万円				
単 獨	29	1	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	2	3	3	-	1	1	1			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
局署合同	29	3	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	4	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	29	5	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30	6	3	3	-	1	1	1			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3年平均	7	5	▲1	6	-	6	-	1													
3年平均対比 (6/7)	8	60.0%	皆増	皆減	皆増	16.7%	-	皆減													

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。

②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税及び各加算税の合計を示す。

事務運営の概要等

課税第一部 統括国税実査官（情報担当）

1 基本的な考え方

一義的な資料情報の活用では選定されないような課税上の問題が伏在する事案を的確に選定するため、局署における調査上有効なあらゆる情報等を集約し、経常的かつ継続的に分析・検討を行う。

また、特に注視する必要があると認められる事案を個別管理し、調査に向けた情報の付加を行った上、課税上の問題点が顕在化したものから調査企画を行い、調査担当部署に確実に引き継ぐ。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 調査企画事案及び情報の提供

局内関係各部課との連絡協調体制の充実を図るとともに、事案組成の早期段階から調査担当部署と協議することで、付加すべき情報や引継ぎ時期などのニーズを把握し効率的かつ効果的な調査企画を行う。

なお、じ後の事案組成に資するため、引継事案の着手状況を的確に把握する。

(2) プロジェクト型調査企画への取組

取引系列等に着目し、連鎖・波及効果の観点から関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施する必要がある事案（プロジェクト型調査企画事案）を個別管理し、局内関係各部課と共同して計画的かつ効果的な調査企画に取り組む。

(3) 人材育成

企画事務経験の浅い職員に対して、OJTによる指導を実施し、より高度な調査企画手法を習得させる。

また、署において企画事務等を担当する職員を短期併任として受け入れ、調査企画技法や金融機関調査技法等を習得させる。

1 調査企画等の状況について（平成31年3月末現在）

(1) 調査企画事務の実施状況

(単位：件)

区分 事務年度	調査企画 計画件数	管理件数	検討中			処理済		
			小計	情報収集中	企画中	小計	調査企画	情報提供
28（全期）		109	31			78	78	-
29（全期）		114	18			96	65	16
30	56	111	37	20	17	74	55	12

(注) 情報提供とは、見込不正所得金額2,000万円未満を示す。

(2) 調査企画事案の引継先

(単位：件)

区分 事務年度	総件数	課一 料調	課一 重要	課二 料調	課二 統実	総合 特官	個人	資産	法人	調査部	査察部	他局
28（全期）	78	4	2	21	2	2	6	1	33	1	-	6
29（全期）	65	2	-	19	6	-	3	-	33	-	1	1
30	外8 47	-	1	15	1	2	5	-	17	-	-	6

(注) 総件数の外書きは、引継先が未確定の件数を示す。

(3) 調査企画事案に係る調査事績

項目 事務年度	調査企画 引継件数	着手 件数		着手 割合		処理 件数	処理 割合	増差 所得	1 件 当たり	増差 税額	1 件 当たり
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
28	78	2 76	97.4	2 72	92.3	3,546 4,632	49 64	1,801 2,446	25 34		
29	65	55	84.6	48	73.8	4,924 5,252	103 109	1,770 2,413	37 50		
30	47	29	61.7	20	42.6	2,208 2,341	110 117	821 1,093	41 55		

(注) 1 「増差所得」欄及び「増差税額」欄の上段は、不正に係るものを示す。

2 「増差所得」欄は、消費税追徴税額及び源泉所得税追徴税額に係るものは含まない。

3 「増差税額」欄は、本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を示す。

4 28事務年度の「着手件数」欄及び「処理件数」欄の上段は、引継先での格下処理を示す。

5 30事務年度の調査中9件のうち、概況連絡せん等3件(不正増差所得282百万円)を受けている。

(4) プロジェクト事案への取組状況

項目 事務年度	調査企画 引継件数	着手 件数		着手 割合		処理 件数	処理 割合	増差 所得	1 件 当たり	増差 税額	1 件 当たり
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
29	3	1	33.3	1	33.3	519 519	519 519	386 386	386 386		
30	4	2	50.0	1	25.0	104 174	104 174	64 64	64 64		

事務運営の概要等

課税第一部統括国税実査官（国際担当）

1 基本的な考え方

統括国税実査官（国際担当）は、個人や企業の国境を越えた多様な経済行動を背景とする経済社会の国際化の進展に的確に対応し、各国の税制の差異や租税条約の違いなどを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避スキーム事案及び国際取引等が複雑で解明に高度な調査技法を要する事案（以下「スキーム事案等」という。）に対する適正な課税の実現を図るため、スキーム事案等に関する情報収集、分析、実態解明及び調査の企画を専門的かつ組織横断的に実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) スキーム事案等の調査企画

国際取引連絡せん及び各種資料情報の分析等を基に、スキーム事案等の事案組成に取り組み、調査企画事案として組成したものを調査実施部署に引き継ぐ。

調査事案の企画に当たっては、調査実施部署への円滑な引継ぎのため、企画作業における適宜の段階から、企画内容について調査実施部署及びその関係部署と協議・調整を行う。

(2) CRS情報の有効活用

平成30年9月末に受領したCRS情報について、調査企画の質の向上に資する有効な情報源として、申告事績や他の資料情報と組み合わせた分析等に積極的に活用していく。

また、CRS情報の有効活用には、データの質が重要であることから、人物特定作業や外国税務当局へのフィードバックといった観点からのデータの質の向上のための取組を継続する。

課税第一部統括国税実査官(国際)

1 調査企画等の状況について(平成 31 年 3 月末現在)

(1) 調査企画事務の実施状況

(単位: 件)

区分 事務年度	調査企画 計画件数	管理件数	検討中			企画中	処理済			調査企画	情報提供	格下げ
			小計	情報収集中	企画中		小計	調査企画	情報提供			
28 (全期)		142	6				136	25	104	7		
29 (全期)	22	196	33				163	26	126	11		
30	28	65	13	-		13	52	20	29	3		

(2) 調査企画事案の引継先

(単位: 件)

区分 事務年度	総件数	課一 料調	課一 重要	課二 料調	課二 統実	総合 特官	個人	資産	法人	調査部	査察部	他局
		課一 料調	課一 重要	課二 料調	課二 統実	総合 特官	個人	資産	法人	調査部	査察部	他局
28 (全期)	25	6	-	-	-	-	4	2	9	2	-	2
29 (全期)	26	8	-	-	-	-	2	1	12	-	-	3
30	外- 20	3	-	-	-	2	6	1	4	1	-	3

(注) 外書きは、引継先が未確定の件数を示す。

(3) 調査企画事案に係る調査事績

項目 事務年度	調査企画 引継件数	着手 件数	着手 割合		処理 件数	処理 割合	増差 所得	1 件 当たり		増差 税額	1 件 当たり
			① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円	⑨ 百万円
28	25	24	96.0		22	88.0	2,262 5,958	103 271	281 1,394	13 63	
29	26	23	88.5		14	53.8	281 2,341	20 167	121 1,169	9 84	
30	20	13	65.0		5	25.0	0 1,452	0 290	0 263	0 53	

(注) 1 「増差所得」欄及び「増差税額」欄の上段は、不正に係るものを示す。

2 「増差所得」欄は、消費税追徴税額及び源泉所得税追徴税額に係るものは含まない。

3 「増差税額」欄は、本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を示す。

事務運営の概要等

課税第一部統括国税実査官（富裕層担当）

1 基本的な考え方

統括国税実査官（富裕層担当）は、いわゆる富裕層の資産運用等が多様化・国際化していることを踏まえ、富裕層のうち特に重点的に管理すべき富裕層（以下「重点管理富裕層」という。）に対する適正な課税の実現を図るため、重点管理富裕層に係る管理及び調査企画を実施する。

なお、重点管理富裕層の管理及び調査企画に当たっては、資産運用の多様化・国際化の進展を踏まえ、非事業性所得を的確に把握するとともに、将来の相続税の適正課税を含めた資産課税の観点から中長期的な管理を局署・事務系統横断的に行い、課税上の問題を把握した場合には、全税目横断的な調査を的確に企画・実施する。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 重点管理富裕層の適切な管理及び調査企画

重点管理富裕層及びその関係者を一体的に管理するとともに、局内の重点管理富裕層プロジェクトチーム（以下「富裕層PT」という。）において関係部署と情報を共有し、各種資料情報を効率的に集積した上で損益・貸借両面からの多角的な分析を行うことにより、継続的かつ重点的な管理及び的確な調査を企画・実施する。

また、調査実施部署に対しては、企画内容の確実な引継及び実地調査への同行等の調査支援を積極的に実施する。

(2) 重点管理富裕層に対する実質的な接触割合の引上げ

実地調査により接触する以外の重点管理富裕層について、財産債務調書及び国外財産調書等を活用した文書照会によって、実質的な接触割合の引上げを図る。

3 富裕層に関する管理・調査企画等のノウハウの開発及び共有

上位富裕層を含む富裕層全体の適切な管理及び調査企画に係るノウハウの開発に努めるとともに、局間のブロック別情報交換会や課税戦略作業部会（富裕層PT）等の会議を通じて、全国の富裕層事務担当者及び局内の上位富裕層担当特官とノウハウを共有する。

1 調査企画等の状況について（平成31年3月末現在）

(1) 調査企画事務の実施状況

(単位：件)

区分 事務年度	調査企画 計画件数	選定件数	検討中			処理済 小計	調査企画			情報提供	格下げ
			小計	情報収集	企画中		調査企画	情報提供			
28(全期)		18	0			18	10	3	5		
29(全期)		18	49	0		49	20	8	21		
30		22	54	10	0	10	44	23	4	17	

(2) 調査企画事案の引継先

(単位：件)

区分 事務年度	総件数	課一 料調	課一 重要	課二 料調	課二 統実	総合 特官	個人	資産	法人	調査部	査察部	他局
28(全期)	10	3	-	-	-	1	4	-	2	-	-	-
29(全期)	20	3	-	-	-	1	11	3	2	-	-	-
30	外1 22	7	-	-	-	-	11	1	2	1	-	-

(注) 外書きは、引継先が未確定の件数を示す。

(3) 調査企画事案に係る調査事績

(単位：件、%、百万円)

項目 事務年度	調査企画 引継件数	着手 件数		着手 割合		処理 件数	処理 割合	増差 所得	1 件 当たり	増差 税額	1 件 当たり								
		①	件	②	件	③	%	④	件	⑤	%	⑥	百万円	⑦	百万円	⑧	百万円	⑨	百万円
28	10	外2 8	100.0			8	100.0	-	5,922	-	740	-	1,511	-	189				
29	20	18	90.0			15	75.0	4	1,226	-	82	1	691	-	46				
30	22	9	40.9			3	13.6	-	-	498	166	-	-	78	-	26			

(注) 1. 「着手件数」欄の外書きは、情報提供(又は格下げ)として処理したものを示す。

2. 「増差所得」欄及び「増差税額」欄の上段は、不正に係るものを示す。

3. 「増差所得」欄は、消費税追徴税額及び源泉所得税追徴税額に係るものは含まない。

4. 「増差税額」欄は、本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を示す。

(4) 実質的な接触割合の向上（お尋ね文書の送付）

○ 財産債務調書

(単位：件)

項目 事務年度	発送	回答	要検討			未回答
			4	非違なし	自主修正	
29	21	20	-	19	1	1
30	外7 63	25	1	24	-	38

(注) 1. 本取組は、29事務年度から開始した。

2. 「発送」欄の上段(外書き)は、署で解明して発送省略した件数を示す。

3. 「省略」欄の上段は、調書の再提出を示す。

○ 国外財産調書

(単位：件)

項目 事務年度	発送	回答	要検討			未回答
			4	非違なし	自主修正	
29						
30	外4 27	9	1	8	-	18

(注) 1. 本取組は、30事務年度から開始した。

2. 「発送」欄の上段(外書き)は、署で解明して発送省略した件数を示す。

(5) 重点管理富裕層に係るCRS情報

(単位：人、件)

	CRS該当人数		CRS該当口座	
	重点管理富裕層 (関係個人・法人含む)	39	118	746
		190		

(注) 1. CRSデータ(追加分を含む726,994件)から重点管理富裕層管理対象者を抽出した。

2. 各欄の上段は、口座名義が関係法人のものを示す。

事務運営の概要等

課税第一部 統括国税実査官（消費税等担当）

1 基本的な考え方

統括国税実査官（消費税等担当）は、消費税固有の非違に係る事案が多様化していることを踏まえ、社会・経済の動向や情勢を的確に捉え、関係部署との円滑かつ緊密な連携・協調により、消費税の観点からの情報分析及び調査企画等を専門的かつ組織横断的に実施する。

また、調査実施部署で実施する消費税調査事務の質的・量的な充実を図るために、消費税に関する調査手法・情報分析手法を含めたノウハウの開発・共有を行う。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) プロジェクト事案に対する調査支援等

前事務年度のプロジェクトにより先行調査を実施してきた消費税不正還付PT事案の調査着手前に、先行調査で把握した情報や調査における留意事項に関する研修等を実施するとともに、可能な範囲で同行調査及び知的支援を行う。

(2) 情報収集・分析及び調査企画等

消費税の課税上の問題がある事案の抽出をするため、事務系統横断的な観点から各種情報の集約及び整理を行う。

また、集約・整理した情報を基に、調査企画の要否を判断するため、必要に応じて、関係部署（他局及び関係行政機関を含む。）と情報交換・協議の上、深度ある情報収集及び分析を行う。

なお、調査企画事案として組成したものについては、他税目に係る問題点の有無と併せて、調査実施部署等へ円滑な引継を行う。

(3) 調査結果等の分析

調査実施部署へ引き継いだ調査企画事案の調査結果等については、情報を集約し、内容を分析するため、定期的に調査実施部署の調査進歩状況等を確認し、取引の実態を早期に把握の上、新たな調査手法や情報分析手法の開発に努める。

(4) ノウハウの開発・共有等

調査企画を行った事案に限らず、消費税全般に関する調査事例を集約・分析し、新たな調査手法及び情報分析手法の開発に努めるとともに、当該手法を開発した場合には、自局内関係部署及び他局の消費税担当統査官等と共有する。

1 調査企画等の状況について(平成 31 年 3 月末現在)

(1) 調査企画事務の実施状況

(単位: 件)

区分 事務年度	調査企画 計画件数	管理件数	検討中			企画中	処理済 小計	調査企画			情報提供	格下げ
			小	計	情報収集中			調査企画				
30	10	15	5	4	1	1	10	6	3	1		

(2) 調査企画事案の引継先

(単位: 件)

区分 事務年度	総件数	課一 料調	課一 重要	課二 料調	課二 統実	総合 特官	個人	資産	法人	調査部	査察部	他局	
30	外2 4	1		1		1	外1		外1				1

(注) 外書きは、引継先が未確定の件数を示す。

(3) 調査企画事案に係る調査事績

項目 事務年度	調査企画 引継件数	着手 件数	着手 割合		処理 件数	処理 割合	増差 所得	1 件 当たり	増差 税額		1 件 当たり
			① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円	⑨ 百万円
30	4	2	50.0		1	25.0	250	250	111	111	

(注) 1 「増差所得」欄及び「増差税額」欄の上段は、不正に係るものを示す。

2 「増差所得」欄は、消費税追徴税額及び源泉所得税追徴税額に係るものは含まない。

3 「増差税額」欄は、本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を示す。

事務運営の概要等

課税第一部 統括国税実査官（電子商取引担当）

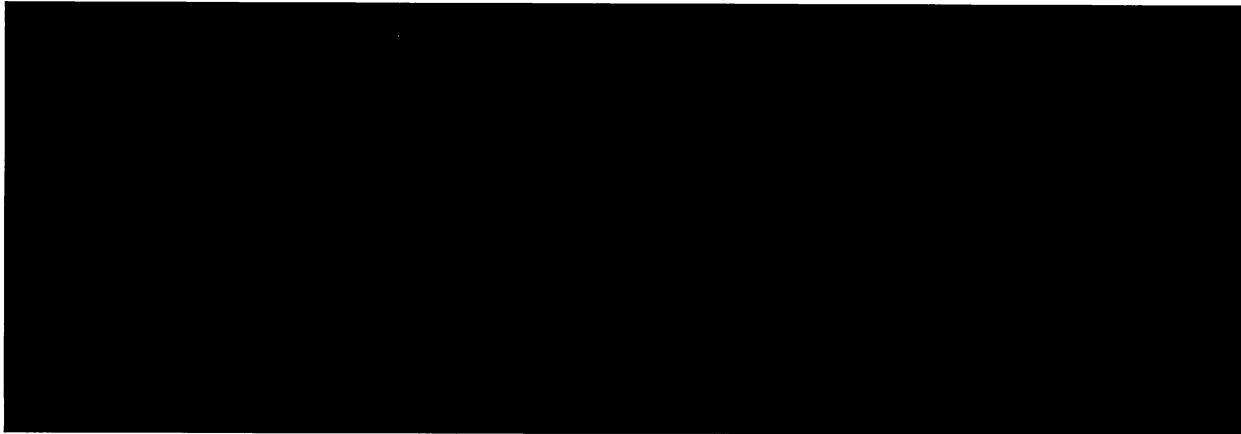
1 基本的な考え方

全国一体運営を行う電子商取引専門調査チーム（以下「電商チーム」という。）の東ブロック基幹局（西ブロックは大阪局）として、経済取引の国際化、多様化及び広域化に伴い急速に拡大する電子商取引事業者を的確に把握するため、電子商取引の先端領域において活動している事業者及び電子商取引関連事業者等に対する資料源開発及び実態解明を含む実地調査等を専門的かつ組織横断的に実施する。

なお、電子商取引に対する適正な課税を図るため、実地調査等により把握した調査手法や各種ノウハウ等は局署職員へ積極的に提供し、職員全体の能力向上に努める。

2 令和元事務年度の事務運営

(1) 最先端分野への取組



電子商取引は移り変わりが早いため、ニーズの高い情報を収集した際には、早期に資料化を実施し、関係各課へ提供していく。

(2) 全国電商チーム一体運営の推進

全国規模の資料源開発及び実地調査等を実施する場合には、局の垣根を越えて相互に短期併任を行うなど、適宜協力して事務に従事する。

また、「東西ブロック合同情報交換会」等を開催して各局電商チームの取組状況等について情報共有を促進する。

(3) デジタルフォレンジックの活用

新たに導入した機器を積極的に活用し、課税第一部・課税第二部が行う実地調査を積極的に支援する。

1 調査事績(平成31年3月末現在)

(1) 基幹事案

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.		計画 件数	着手 件数	着手 割合		処理 件数	処理 割合	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	不正 所得	追徴税 額
	年度	No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 件	⑦ %	⑧ 件	⑨ %	⑩ 百万円	⑪ 百万円	⑫ 百万円	
局署合同	29	1	8	11	137.5	8	100.0	7	87.5	4	50.0	172	70	54	
	30	2	10	11	110.0	6	60.0	6	100.0	4	66.7	1,362	1,044	517	
合 計	29	3	8	11	137.5	8	100.0	7	87.5	4	50.0	172	70	54	
	30	4	10	11	110.0	6	60.0	6	100.0	4	66.7	1,362	1,044	517	
3 年 平 均	5	8	10	125.0		7	87.5	7	100.0	4	57.1	241	78	43	
3年平均対比 (4/5又は4-5)	6	125.0%	110.0%	▲ 15.0	ポイント	85.7%	▲ 27.5	85.7%	ポイント	100.0%	ポイント	565.1%	1,338.5%	1,202.3%	

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

(2) 基幹・関連事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.		処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額	少額 是正 件数	少額 是正 割合	基幹 1件 当たり	基幹1件 当たり 中央値
	年度	No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円	⑨ 百万円	⑩ 百万円	⑪ 件	⑫ %	⑬ 百万円	⑭ 百万円
局署合同	29	1	13	12	92.3	9	69.2	298	37	197	25	80	4	50.0	10	10
	30	2	6	6	100.0	4	66.7	1,362	227	1,044	174	517	3	50.0	86	26
合 計	29	3	13	12	92.3	9	69.2	298	37	197	25	80	4	50.0	10	10
	30	4	6	6	100.0	4	66.7	1,362	227	1,044	174	517	3	50.0	86	26
3 年 平 均	5	10	9	90.0		6	60.0	287	41	124	18	88	4	57.1	13	10
3年平均対比 (4/5又は4-5)	6	60.0%	66.7%	ポイント	+10.0	66.7%	+6.7	474.6%	553.7%	841.9%	966.7%	587.5%	75.0%	▲ 7.1	661.5%	260.0%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額(⑥、⑧)及び追徴税額(⑩)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。

⑫は少額是正件数(⑪)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

(3) 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 調査態様	事務 年度 No.		処理 件数	更 修正 件数	更 修正 割合	不正 発見 件数	不正 発見 割合	増差 所得	基幹 1件 当たり	不正 所得	基幹 1件 当たり	追徴 税額
	年度	No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 百万円	⑦ 百万円	⑧ 百万円	⑨ 百万円	⑩ 百万円
局署合同	29	1	13	12	92.3	9	69.2	298	37	197	25	80
	30	2	6	6	100.0	4	66.7	1,362	227	1,044	174	517
合 計	29	3	13	12	92.3	9	69.2	298	37	197	25	80
	30	4	6	6	100.0	4	66.7	1,362	227	1,044	174	517
3 年 平 均	5	10	9	90.0		6	60.0	287	41	124	18	88
3年平均対比 (4/5又は4-5)	6	60.0%	66.7%	ポイント	+10.0	66.7%	+6.7	474.6%	553.7%	841.9%	966.7%	587.5%

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額(⑥、⑧)を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

2 開発事績(平成31年3月末現在)

項目 調査態様	事務 年度 No.		計画 件数	着手 件数	着手 割合		処理 件数	処理 割合	重要 資料	資金 資料	各課 連絡 せん	その他 資料	総枚数	開発 日数	1件当たり	
	年度	No.	① 件	② 件	③ %	④ 件	⑤ %	⑥ 枚	⑦ 枚	⑧ 枚	⑨ 枚	⑩ 枚	⑪ 人 日	⑫ 枚	⑬ 人 日	
実調開発・ 協力依頼	29	1	40	31	77.5	14	35.0	-	-	32,644	32,644	208.8	2,332	14.9		
	30	2	35	31	88.6	11	31.4	-	-	421,265	421,268	220.3	38,297	20.0		
3 年 平 均	3	46	41	89.1	22	47.8	-	18	-	121,037	121,055	464.3	4,884	19.5		
3年平均対比 (2/3又は2-3)	4	76.1%	75.6%	▲ 0.5	50.0%	▲ 16.4	-	皆減	皆増	348.0%	348.0%	47.4%	784.1%	102.8%		

目 次

課税第一部

(ページ)

〔参考（課税共通）〕

1 局・署課税部門の定員	1
2 署課税部門における調査状況	2
3 令和元事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況	3

〔参考（課総）〕

1 資料収集枚数等の推移	9
2 総合調査特官の調査事績の推移	10
3 開発調査特官の資料源開発事績の推移	11
4 法定監査事績の推移	12

〔参考（審理）〕

1 審理課の事務所掌（局審理関係部署との関係）	13
2 不服申立て・事前照会等の件数の推移	14

〔参考（個人）〕

1 事務運営の推移等	15
2 課税事績の推移	16
3 調査事績（調査態様別）の推移	18

〔参考（資産）〕

1 事務運営の推移等	19
2 課税事績の推移	20
3 調査事績の推移	21

〔参考（機動）〕

1 機動課職員の年間派遣状況等	23
2 相続税の調査事績	23
3 同行指導事績	23

〔参考（訟務官室）〕

○ 訴訟事件件数の推移	24
-------------	----

参考（課税共通）－1

1 局・署課税部門の定員

(1) 国税局

(単位：人)

年度 ポスト	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
課税部合計	656	667	704	712	727	779	785	793	805	815	824	826
監理事務（主管課）	216	204	235	227	228	275	274	277	286	287	292	294
課税総括課	49	35	35	33	33	39	38	38	38	38	38	38
企画調整官	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
個人課税課	38	38	38	36	36	46	46	46	46	46	46	46
資産課税課	31	31	31	30	30	34	34	34	34	34	34	34
資産評価官	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10
法人課税課	47	49	79	76	76	92	92	93	93	93	93	93
消費税課	16	16	16	16	16	24	24	27	34	34	39	40
酒税課	26	26	26	26	27	29	29	29	30	31	31	32
審理事務	91	90	91	93	104	109	109	109	110	110	109	109
審理課	36	36	37	39	44	44	44	44	44	44	44	44
訟務官室	55	54	54	54	60	65	65	65	66	66	65	65
調査等事務	349	373	378	392	395	395	402	407	409	418	423	423
課税第一部資料調査課	142	147	148	154	154	143	146	146	146	145	144	144
第一課	52	52	53	56	59	54	54	54	54	53	52	52
第二課	44	44	44	47	46	45	45	45	45	45	45	45
第三課	19	19	19	19	18	19	19	19	19	19	19	19
第四課	27	32	32	32	31	25	28	28	28	28	28	28
課税第一部統括国税実査官	44	60	61	63	64	82	86	88	88	97	110	110
資料情報	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
情報	—	10	10	10	10	19	19	19	19	19	19	19
国際	—	6	6	6	7	15	19	21	21	30	33	33
消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6
重要	27	27	28	30	30	30	30	30	30	30	30	30
電商	16	16	16	16	16	17	17	17	17	17	21	21
機動課	18	18	18	18	18	18	18	18	18	23	23	23
課税第二部資料調査課	110	112	115	121	123	116	116	116	118	114	111	109
第一課	53	55	56	56	56	50	50	50	49	48	45	45
第二課	29	29	29	35	35	35	35	35	35	32	32	35
第三課	28	28	30	30	32	31	31	31	34	34	34	29
課税第二部統括国税実査官	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
諸税調査部門	21	22	22	22	22	22	22	25	25	25	21	23
酒税調査部門	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

(2) 税務署

(単位：人)

年度 ポスト	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
課税部門	9,218	7,959	7,975	7,993	8,010	7,895	7,900	7,938	7,971	8,080	8,129	8,176
総合調査	81	81	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
所得税等	2,865	2,489	2,506	2,500	2,507	2,466	2,471	2,493	2,518	2,575	2,584	2,596
資産税	1,157	1,087	1,084	1,098	1,110	1,097	1,093	1,108	1,114	1,119	1,124	1,132
法人税等（源泉・間接諸税を含む）	4,709	4,078	4,080	4,069	4,064	4,003	4,006	4,003	3,996	4,041	4,072	4,099
資料情報関係	296	112	111	125	125	125	127	128	134	133	137	137
資料	254	70	72	86	86	86	88	89	95	85	85	85
開発調査	42	42	39	39	39	39	39	39	39	48	52	52
その他（酒税担当者）	110	112	114	117	120	120	119	122	125	128	128	128

2 署課税部門における調査状況

事務年度等

項目	個人 課 稅			法人 課 稅			(単位: 千円、%)			
	27	28	29	前年開差	対前年比	27	28	29	前年開差	対前年比
年 間	計 画 件 数 ①	件	18,335	18,746	18,268 + 478 97.5%	27,483	29,936	29,753 + 178 99.4%		
調 査 件 数 ②	件	17,643	18,102	17,799 + 303 98.3%	27,350	29,688	29,435 + 253 99.1%			
調 査 摶 率 ③	%	96.2	96.6	97.4 + 0.9	99.5	99.2	98.9 ▲ 0.3			
調 査 日 数 ④	日	117,442	119,815	122,913 + 3,098 102.6%	225,765	235,034	234,461 + 573 99.8%			
1 件 当 た り 調 査 日 数 ⑤	日	6.7	6.6	6.9 ▲ 0.3 104.2%	8.3	7.9	8.0 ▲ 0.1	0.1	101.3%	
更 修 正 発 見 割 合 ⑥	%	87.6	87.2	82.9 ▲ 4.3 1.0	72.6	73.1	74.6 + 1.5			
不 正 修 正 発 見 割 合 ⑦	%				19.3	20.3	21.9 + 1.6			
重 加 算 税 賦 課 (適用) 割 合 ⑧	%	4.5	4.1	4.9 ▲ 0.8	11.8	12.5	13.9 + 1.4			
増 差 所 得 金 額 ⑨	百万円	177,436	167,301	175,789 ▲ 8,488 105.1%	114,674	125,970	122,907 + 3,063 97.6%			
不 正 所 得 金 額 ⑩	百万円				46,185	56,375	66,070 + 9,695 117.2%			
1 件 当 た り 増 差 所 得 金 額 ⑪	千円	10,531	9,671	9,876 ▲ 205 102.1%	4,201	4,250	4,182 + 68 98.4%			
不 正 1 件 当 たり 不 正 所 得 金 額 ⑫	千円				8,747	9,388	10,266 + 878 109.4%			
調 査 件 数 ⑬	件	7,944	8,204	7,966 + 238 97.1%	26,276	28,463	28,187 + 276 99.0%			
追 徴 本 税 額 ⑭	百万円	4,342	4,271	4,642 ▲ 371 108.7%	8,942	17,498	12,598 + 4,900 72.0%			
更 加 算 税 賦 課 (適用) 割 合 ⑮	%	77.2	74.6	76.1 ▲ 1.5	58.9	59.6	60.8 + 1.2			
重 加 算 税 賦 課 (適用) 割 合 ⑯	%	5.8	5.7	7.1 ▲ 1.4	9.8	10.0	11.2 + 1.2			
非 違 1 件 当 たり 追 徴 本 税 額 ⑰	千円	547	521	583 ▲ 62 112.0%	577	1,031	735 + 296 71.3%			

項目	事務年度等			資 産			課 税		
	相 続 税			譲 渡 所 得			課 税		
相 年 間	計 画 件 数 ⑮	件	27	28	29	前年開差	27	28	29
調 査 件 数 ⑯	件	3,079	3,130	3,300 + 170 105.4%	1,508	1,485	1,424 ▲ 61 95.9%		
調 査 摶 率 ⑰	%	3,113	3,140	3,277 + 137 104.4%	1,498	1,531	1,337 ▲ 194 87.3%		
調 査 日 数 ⑱	日	101.1	100.3	99.3 ▲ 1.0	99.3	103.1	93.9 ▲ 9.2		
1 件 当 た り の 調 査 日 数 ⑲	日	40,078	40,644	41,484 + 840 102.1%	5,693	5,905	5,537 ▲ 368 93.8%		
更 修 正 発 見 割 合 ⑳	%	74.9	76.2	79.2 + 3.0	63.5	68.6	70.2 + 1.6		
更 加 算 税 賦 課 (適用) 割 合 ㉑	%	6.9	6.8	7.8 + 1.0	5.0	2.2	1.9 ▲ 0.3		
更 加 算 税 賦 課 (適用) 割 合 ㉒	%								
增 差 課 税 価 格 (所得金額) ㉓	百万円	67,029	71,345	79,659 + 8,314 111.7%	12,427	11,887	12,303 + 416 103.5%		
1 件 当 た り の 増 差 課 税 価 格 (所得金額) ㉔	千円	21,532	22,721	24,309 + 1,588 107.0%	8,296	7,764	9,202 + 1,438 118.5%		

(注) 1 個人課税及び法人課税の調査事績等については、局特(単独)・査察・総合特官・資産課税課調査担当による事績を除く。

2 相続税の調査事績等については、局特(単独)・査察・総合特官・資産課税課調査担当による事績を除く。

3 譲渡所得の調査事績等については、局特(単独)・査察・総合特官・資産課税課調査担当による事績を除く。

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

署名等	区分	総合調査		開発調査		機動担当 開発調査	特官(広域)				特別調査 担当特官 上位富裕層担当	特官 個 人	特官 個 人	資料 情報 部門
		特官	官	特官	官		個	人	資	産				
		総合調査	調査企画	特官	官		個	人	法	人				
ブロツク	千葉東	◎	(東京上野)	◎	(麹町)	◎	◎				◎	(麹町)	(麹町)	◎
	千葉南	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(千葉東)	(千葉東)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(千葉東)
	千葉西	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(千葉東)	(千葉東)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(千葉東)
	銚子	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(成田)	(柏)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(成田)
	市川	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	◎	◎				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(成田)
	船橋	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(市川)	(市川)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(成田)
	館山	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(千葉東)	(千葉東)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(千葉東)
	木更津	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(千葉東)	(千葉東)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(千葉東)
	松戸	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	◎	(柏)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(成田)
	佐原	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(成田)	(柏)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(成田)
2	茂原	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(千葉東)	(千葉東)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(千葉東)
	成田	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	◎	(柏)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	◎
	東金	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(成田)	(柏)				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(千葉東)
	柏	(千葉東)	(東京上野)	(千葉東)	(麹町)	(松戸)	◎				(千葉東)	(麹町)	(麹町)	(成田)
	麹町	◎	◎	(京橋)	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎
	神田	(麹町)	(麹町)	(京橋)	(麹町)	(麹町)	(麹町)				(麹町)	(麹町)	(麹町)	(麹町)
	小石川	(麹町)	(麹町)	(品川)	(麹町)	(麹町)	(麹町)				(麹町)	(麹町)	(麹町)	(麹町)
	本郷	(麹町)	(麹町)	(品川)	(麹町)	(麹町)	(麹町)				(麹町)	(麹町)	(麹町)	(麹町)
	豊島	(麹町)	(麹町)	(品川)	(麹町)	◎	◎				(麹町)	(麹町)	(渋谷)	(麹町)
	板橋	(麹町)	(麹町)	(品川)	(麹町)		(豊島)				(麹町)	(麹町)	(渋谷)	(麹町)
3	東京上野	◎	◎	(浅草)	(麹町)	(麹町)	◎				(京橋)	(麹町)	(麹町)	(浅草)
	浅草	(東京上野)	(東京上野)	◎	(麹町)	(麹町)	(東京上野)				(京橋)	(麹町)	(麹町)	◎
	王子	(東京上野)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	(豊島)	(豊島)				(京橋)	(麹町)	(渋谷)	(浅草)
	荒川	(東京上野)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	(豊島)	(東京上野)				(京橋)	(麹町)	(渋谷)	(浅草)
	足立	(東京上野)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	◎	(東京上野)				(京橋)	(麹町)	(渋谷)	(浅草)
	西新井	(東京上野)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	(足立)	(東京上野)				(京橋)	(麹町)	(渋谷)	(浅草)
	葛飾	(東京上野)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	◎	◎				(京橋)	(麹町)	(麹町)	(浅草)
	日本橋	(京橋)	(東京上野)	(京橋)	(麹町)	(京橋)	(麹町)				(芝)	(麻布)		◎
	京橋	◎	(東京上野)	◎	(麹町)	◎	(麹町)				◎	(芝)	(麻布)	◎
	本所	(京橋)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	(葛飾)	(東京上野)	◎	(京橋)	(芝)	(芝)	(渋谷)		(日本橋)
4	向島	(京橋)	(東京上野)	(浅草)	(麹町)	(葛飾)	(東京上野)	(本所)	(京橋)	(芝)	(芝)	(渋谷)		(日本橋)
	江東西	(京橋)	(東京上野)	(京橋)	(麹町)	(京橋)	(葛飾)		(京橋)	(芝)	(麻布)			(日本橋)
	江東東	(京橋)	(東京上野)	(京橋)	(麹町)	(京橋)	(葛飾)		(京橋)	(芝)	(麻布)			(日本橋)
	江戸川北	(京橋)	(東京上野)	(京橋)	(麹町)	(京橋)	(葛飾)		(京橋)	(芝)	(麻布)			(京橋)
	江戸川南	(京橋)	(東京上野)	(京橋)	(麹町)	(京橋)	(葛飾)		(京橋)	(芝)	(麻布)			(京橋)
	芝	◎	(品川)	◎	(麹町)	◎	(麻布)		◎	◎	(麻布)			◎
	麻布	(芝)	(品川)	(品川)	(麹町)			◎		(芝)	◎			◎
	品川	(芝)	◎	◎	(麹町)	(芝)	(目黒)	◎		(芝)	(麻布)	(目黒)	(麻布)	
	荏原	(芝)	(品川)	(品川)	(麹町)	(芝)	(目黒)	(品川)	(芝)	(芝)	(麻布)	(目黒)	(麻布)	
	大森	(芝)	(品川)	(芝)	(麹町)	(芝)	(雪谷)		(芝)	(芝)	(渋谷)	(目黒)	(芝)	
5	雪谷	(芝)	(品川)	(芝)	(麹町)			◎	(蒲田)	(芝)	(芝)	(渋谷)	(目黒)	(芝)
	蒲田	(芝)	(品川)	(芝)	(麹町)	(芝)	(雪谷)	◎	(芝)	(芝)	(芝)	(渋谷)	(目黒)	(芝)

(注) 1 ◎は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官（個人）」欄の◎は、特官（電子商取引担当）と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 鉴定官の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連絡グループに対する調査を担当

7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 鉴定官の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれに基づく調査事

案の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官（個人）」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、◎は広域運営（6ブロック：世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署）による国際取引に関する機動調査事務を担当

10 機動官（資産）の◎は配置署

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

区分 署名等	総合調査官		開発調査官	機動担当開発調査官	特官(広域)					特別調査担当特官	特官上位葛谷署担当	特官電子商取引担当	資料情報部
	総合調査	調査企画	特官	特官	個人	資産	法人	源泉	法人	個人	個人	個人	個人
6 目黒 世田谷 北沢 玉川 渋谷	(渋谷)	(品川)	(渋谷)	(麹町)		◎		(渋谷)		(世田谷)	◎	(渋谷)	(渋谷)
7 新宿 中野 杉並 荻窪 練馬東 練馬西	(渋谷)	(品川)	(渋谷)	(麹町)	◎	◎		(渋谷)		◎	(目黒)	(渋谷)	(渋谷)
8 立川 武蔵野 青梅 武蔵府中 町田 日野 東村山	(新宿)	(麹町)	(新宿)	(麹町)		(新宿)		(新宿)		(新宿)	(目黒)	(新宿)	(新宿)
9 鶴見 横浜中 保土ヶ谷 横浜南 神奈川 戸塚 緑 川崎南 川崎北 川崎西 横須賀 平塚 鎌倉 藤沢 小田原 相模原 厚木 大和	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(麹町)	(横浜中)	(神奈川)		(横浜中)		(横浜中)		(川崎北)	(川崎北)
10 甲府 山梨 大月 駿沢	(品川)	(川崎北)	(品川)	(麹町)	◎	◎	◎	(立川)		(新宿)		◎	(甲府)
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	◎	◎	◎	(立川)		(新宿)		(甲府)	(甲府)
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	◎	◎	◎	(立川)		(新宿)		(甲府)	(甲府)
	(立川)	(麹町)	(立川)	(麹町)	◎	◎	◎	(立川)		(新宿)		(甲府)	(甲府)

(注) 1 ◎は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官(個人)」欄の○は、特官(電子商取引担当)と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 鉴町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連絡グループに対する調査を担当

7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 鉴町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事業の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官(個人)」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、○は広域運営(6ブロック: 世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署)による国際取引に関する機動調査事務を担当

10 機動官(資産)の○は配置署

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

署名等	区分	特調部門等 (広域)		情 報 技 術 専 門 官		国 際 税 务 專 門 官			審 理 專 門 官		特 別 記 帳 指 導 官	
		個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	資 産	法 人	源 泉	個 人	資 産	
	千 葉 東			(市川)	◎	(市川)	◎	◎		◎※	◎	◎
	千 葉 南			(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
1	千 葉 西			(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
ブ	銚 子		◎	(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(市川)	(千葉東)
市	川	◎		◎	(千葉東)	◎	(千葉東)	(千葉東)		◎	◎※	(千葉東)
口	船 橋	(市川)		(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(市川)	(市川)	(千葉東)
館	山		(木更津)	(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
木	更 津		◎	(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
ツ	松 戸			(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(市川)	(市川)	(千葉東)
ク	佐 原		(銚子)	(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(市川)	(千葉東)
茂 原				(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
成 田				(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(市川)	(市川)	(千葉東)
東 金				(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(千葉東)	(千葉東)	(千葉東)
柏				(市川)	(千葉東)	(市川)	(千葉東)	(千葉東)		(市川)	(市川)	(千葉東)
2	麹 町 (新宿)			(四谷)	(神田)	◎	(渋谷)	◎	◎	◎※	(豊島)	(東京上野)
神 田 (新宿)				(四谷)	◎	(麹町)	(渋谷)			(麹町)	(豊島)	(東京上野)
口	小 石 川 (新宿)			(四谷)	(神田)	(新宿)	(新宿)	(麹町)	(麹町)	(麹町)	(豊島)	(東京上野)
ツ	本 郷 (新宿)			(四谷)	(神田)	(新宿)	(新宿)	(麹町)	(麹町)	(麹町)	(豊島)	(東京上野)
ク	豊 島			◎	(神田)	(新宿)	(新宿)		(麹町)	(麹町)	◎	(東京上野)
板 橋				(豊島)	(神田)	(新宿)	(新宿)	(麹町)	(麹町)	(麹町)	(豊島)	(東京上野)
東 京 上 野 (葛飾)				(豊島)	◎	(麹町)	(芝)	◎	(京橋)	◎※	◎	◎
3	浅 草 (葛飾)			(豊島)	(東京上野)	(麹町)	(芝)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
ブ	王 子			(豊島)	(東京上野)	(新宿)	(新宿)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
口	荒 川			(豊島)	(東京上野)	(麹町)	(新宿)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
ツ	足 立			(豊島)	(東京上野)	(麹町)	(新宿)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
ク	西 新 井			(豊島)	(東京上野)	(麹町)	(新宿)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
葛 飾	◎			(豊島)	(東京上野)	(麹町)	(新宿)	(東京上野)	(京橋)	(東京上野)	(東京上野)	(東京上野)
4	日 本 橋 (京橋)			(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)			(京橋)	(京橋)	(東京上野)
京 橋	◎			◎	◎	(麹町)	(芝)	◎	◎	◎	◎	(東京上野)
ブ	本 所 (葛飾)			(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
口	向 島 (葛飾)			(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
ツ	江 東 西			(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
ク	江 東 東			(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
江 戸 川 北				(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
江 戸 川 南				(京橋)	(京橋)	(麹町)	(芝)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(京橋)	(東京上野)
5	芝			(京橋)	(麻布)		◎	◎	◎	◎	◎	(杉並)
麻 布				(京橋)	◎		(芝)			(芝)	(芝)	(杉並)
品 川				◎	(麻布)	(玉川)	(渋谷)			(芝)	(芝)	(杉並)
口	荏 原			(品川)	(麻布)	(玉川)	(渋谷)	(芝)	(芝)	(芝)	(芝)	(杉並)
ツ	大 森			(品川)	(麻布)	(玉川)	(渋谷)	(芝)	(芝)	(芝)	(芝)	(杉並)
ク	雪 谷			(品川)	(麻布)	(玉川)	(渋谷)	(芝)	(芝)	(芝)	(芝)	(杉並)
蒲 田				(品川)	(麻布)	(玉川)	(渋谷)	(芝)	(芝)	(芝)	(芝)	(杉並)

(注) 1 ◎は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官（個人）」欄の○は、特官（電子商取引担当）と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 麹町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連絡グループに対する調査を担当

7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 麹町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事

案の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官（個人）」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、○は広域運営（6ブロック：世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷

署）による国際取引に関する機動調査事務を担当

10 機動官（資産）の○は配置署

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

区分 署名等	特調部門等 (広域)		情報技術専門官		国際税務専門官				審理専門官		特別記帳 指導官
	個人	法人	個人	法人	個人	資産	法人	源泉	個人	資産	
6 目黒			○(品川)	◎		(渋谷)	(渋谷)	(渋谷)	◎	(世田谷)	(杉並)
ブ 世田谷			(品川)	(目黒)	(玉川)	(渋谷)	(渋谷)	(渋谷)	◎	(世田谷)	(杉並)
ロ 北沢			(品川)	(目黒)	(玉川)	(渋谷)	(渋谷)	(渋谷)	(目黒)	(世田谷)	(杉並)
ツ 玉川			(品川)	(目黒)	◎	(渋谷)	(渋谷)	(渋谷)	(目黒)	(世田谷)	(杉並)
ク 渋谷			(品川)	(目黒)		◎	◎	◎	(目黒)	(世田谷)	(杉並)
四 谷			◎	◎	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(杉並)
7 新宿	◎		(四谷)	(四谷)	◎	◎	◎	◎	◎※	◎※	(杉並)
ブ 中野			(四谷)	(四谷)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(杉並)
ロ 杉並			(四谷)	(四谷)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	◎
ツ 荻窪			(四谷)	(四谷)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(杉並)
ク 練馬東			(四谷)	(四谷)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(杉並)
練馬西			(四谷)	(四谷)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(新宿)	(杉並)
八 王子			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)
8 立 川			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎※	◎※	◎
ブ 武蔵野			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)
ロ 青梅			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)
ツ 武蔵府中			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)
ク 町 田			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)
日 野			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)
東 村 山			(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)
鶴 見			(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)
横 浜 中	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎※	◎※	◎
9 保 土 ケ 谷	(横浜中)		(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)
横 浜 南			(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)
神 奈 川			(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	◎	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)
ブ 戸 塚	(横浜中)		(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)
緑			(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)
川 崎 南	(川崎北)		(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(川崎北)	(横浜中)	(横浜中)
ロ 川 崎 北	◎		(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	◎	(横浜中)	(横浜中)
川 崎 西			(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(川崎北)	(横浜中)	(横浜中)
横 須 賀			(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)
ツ 平 塚	(藤沢)		(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)
鎌 倉			(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)
藤 沢	◎		(横浜中)	(横浜中)	◎	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	◎	◎※	(横浜中)
ク 小 田 原			(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)
相 模 原			(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)
厚 木	(藤沢)		(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)
大 和			(横浜中)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(神奈川)	(横浜中)	(藤沢)	(横浜中)	(横浜中)
10 甲 府	◎	◎	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	◎	◎	(立川)
ブ 山 梨	(甲府)	(甲府)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(甲府)	(甲府)	(立川)
ロ 大 月	(甲府)		(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(甲府)	(甲府)	(立川)
ク 鷺 沢	(甲府)	(甲府)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(立川)	(甲府)	(甲府)	(立川)

(注) 1 ○は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官(個人)」欄の○は、特官(電子商取引担当)と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 鶴町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連結グループに対する調査を担当

7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 鶴町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事業の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官(個人)」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、○は広域運営(6ブロック:世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署)による国際取引に関する機動調査事務を担当

10 機動官(資産)の○は配置署

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

署名等	区分	評価	特別調査	酒類	機動官		機動調査官			酒類調査 センタ (広・広域)
					専門官	情報官	指導官	個人	資産	
1 千葉東 千葉南 千葉西 銚子 市川 船橋 口館山 木更津 松戸 佐原 茂原 成田 東金 柏	◎	(京橋)	◎	◎	◎			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	◎
	◎	(京橋)	(千葉東)	◎	(千葉東)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)
	(千葉東)	(京橋)	(千葉東)	(千葉東)	○(千葉東)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)
	(成田)	(京橋)	(成田)	(東金)	(千葉東)	◎	(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	◎	(京橋)	(松戸)	◎	○(千葉東)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)
	(千葉東)	(京橋)	(松戸)	(市川)	(千葉東)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)
	(千葉南)	(京橋)	(千葉東)	(千葉南)	(千葉東)	(木更津)	(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	(千葉南)	(京橋)	(千葉東)	(千葉南)	(千葉東)	◎	(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)	
	(市川)	(京橋)	◎	◎	○(千葉東)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)
	(千葉東)	(京橋)	(松戸)	(松戸)	(千葉東)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(千葉東)
2 麹町 神田 口小石川 日本郷 豊島 板橋 東京上野 浅草 王子 荒川 足立 西新井 葛飾 日本橋 京橋 本所 口向島 江東西 江東東 江戸川北 江戸川南 芝 麻布 品川 荏原 大森 雪谷 蒲田	(神田)	◎	(神田)	◎	(渋谷)			(神田)	◎	(豊島)
	◎	(麹町)	◎	(麹町)	(渋谷)			◎	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(足立)	(麹町)	(東京上野)	(豊島)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(足立)	(麹町)	(東京上野)	(豊島)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(四谷)	(麹町)	(豊島)	◎	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	◎
	(四谷)	(麹町)	(豊島)	◎	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(足立)	(麹町)	◎	◎	○(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(足立)	(麹町)	(東京上野)	(東京上野)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(足立)	(麹町)	(東京上野)	(東京上野)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	◎	(麹町)	(東京上野)	(足立)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
3 東京上野 浅草 王子 荒川 足立 西新井 葛飾 日本橋 京橋 本所 口向島 江東西 江東東 江戸川北 江戸川南 芝 麻布 品川 荏原 大森 雪谷 蒲田	(麹町)	◎	(東京上野)	(東京上野)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(足立)	(麹町)	(東京上野)	(東京上野)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(足立)	(麹町)	(東京上野)	(東京上野)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(足立)	(麹町)	(東京上野)	(足立)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	◎	(麹町)	(東京上野)	◎	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(足立)	(麹町)	(東京上野)	(足立)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(麹町)	(東京上野)	◎	(渋谷)				(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(江戸川北)	(麹町)	(東京上野)	◎	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(江戸川北)	(京橋)	(神田)	(京橋)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	(江戸川北)	(京橋)	(神田)	(京橋)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
4 芝 麻布 品川 荏原 大森 雪谷 蒲田	(神田)	(品川)	(神田)	◎	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(神田)	◎	(神田)	◎	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(江戸川北)	(京橋)	(東京上野)	(葛飾)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(江戸川北)	(京橋)	(東京上野)	(葛飾)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(江戸川北)	(京橋)	(東京上野)	(江東西)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(江戸川北)	(京橋)	(神田)	(江東西)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	◎	(京橋)	(神田)	◎	○(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(江戸川北)	(京橋)	(神田)	(江戸川北)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(江戸川北)	(京橋)	(神田)	(江戸川北)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(江戸川北)	(京橋)	(神田)	(江戸川北)	(芝)	○(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
5 芝 麻布 品川 荏原 大森 雪谷 蒲田	(神田)	(品川)	(神田)	◎	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(神田)	(品川)	(神田)	◎	○(渋谷)			(神田)	◎	(横浜中)
	(目黒)	◎	◎	◎	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(目黒)	(品川)	(品川)	(品川)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(目黒)	(品川)	(品川)	(麻布)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(目黒)	(品川)	(品川)	(麻布)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(目黒)	(品川)	(品川)	(麻布)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(目黒)	(品川)	(品川)	(麻布)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(目黒)	(品川)	(品川)	(麻布)	(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	(目黒)	(品川)	(品川)	(芝)	○(渋谷)			(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)

(注) 1 ◎は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官(個人)」欄の○は、特官(電子商取引担当)と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の◎は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 鉴町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、署所管連絡グループに対する調査を担当

7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 鉴町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事業の企画、調査手法の開発等を担当

9 「機動官(個人)」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、○は広域運営(6ブロック:世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署)による国際取引に関する機動調査事業を担当

10 機動官(資産)の○は配置署

3 平成30事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

署名等	区分	評価	特別調査	酒類	機動官		機動調査官			酒類調査 センター (広・広域)
					専門官	情報官	指導官	個人	資産	
6	目黒	◎	(新宿)	(品川)	○(渋谷)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
ブ	世田谷	◎	(新宿)	(品川)	◎	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
ロ	北沢	(世田谷)	(新宿)	(品川)	(世田谷)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
ツ	玉川	(世田谷)	(新宿)	(品川)	(世田谷)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
ク	渋谷	(神田)	(新宿)	(品川)	◎	◎		(神田)	◎	(横浜中)
	四谷	◎	(新宿)	(豊島)	(新宿)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
7	新宿	(四谷)	◎	(豊島)	◎	(渋谷)		(神田)	◎	(豊島)
ブ	中野	(四谷)	(新宿)	(豊島)	(杉並)	○(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
ロ	杉並	(世田谷)	(新宿)	(豊島)	◎	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
ツ	荻窪	(世田谷)	(新宿)	(豊島)	(杉並)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
ク	練馬東	(四谷)	(新宿)	(豊島)	◎	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	練馬西	(四谷)	(新宿)	(豊島)	(練馬東)	(渋谷)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	八王子	◎	(新宿)	(立川)	◎	○(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
8	立川	(武蔵府中)	(新宿)	◎	◎	◎		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
ブ	武蔵野	(武蔵府中)	(新宿)	(立川)	◎	○(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
ロ	青梅	(八王子)	(新宿)	(立川)	(立川)	(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
ツ	武蔵府中	◎	(新宿)	(立川)	◎	○(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
ク	町田	(八王子)	(新宿)	(立川)	(八王子)	(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	日野	(八王子)	(新宿)	(立川)	(武蔵府中)	(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	東村山	(武蔵府中)	(新宿)	(立川)	◎	○(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(豊島)
	鶴見	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(神奈川)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	横浜中	◎	(品川)	◎	◎	◎		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	◎
9	保土ヶ谷	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(横浜中)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	横浜南	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	◎	○(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	神奈川	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	◎	○(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
ブ	戸塚	(横浜中)	(品川)	(横浜中)	(横浜南)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	緑	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	◎	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
ロ	川崎南	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	◎	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
ツ	川崎北	◎	(品川)	◎	◎	○(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	川崎西	(川崎北)	(品川)	(川崎北)	(川崎北)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	横須賀	(藤沢)	(品川)	(横浜中)	(鎌倉)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
ツ	平塚	(厚木)	(品川)	(厚木)	◎	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	鎌倉	(藤沢)	(品川)	(横浜中)	◎	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
ク	藤沢	◎	(品川)	(厚木)	◎	○(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	小田原	(厚木)	(品川)	(厚木)	(平塚)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	相模原	(厚木)	(品川)	(厚木)	◎	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	厚木	◎	(品川)	◎	(平塚)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
	大和	(藤沢)	(品川)	(厚木)	(相模原)	(横浜中)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(横浜中)
10	甲府	◎	(新宿)	◎	◎	(立川)	◎	(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	◎
ブ	山梨	(甲府)	(新宿)	(甲府)	(甲府)	(立川)	(甲府)	(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(甲府)
ロ	大月	(甲府)	(新宿)	(甲府)	(甲府)	(立川)		(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(甲府)
ク	駿沢	(甲府)	(新宿)	(甲府)	(甲府)	(立川)	(甲府)	(神田)	(麹町・麻布・渋谷・新宿)	(甲府)

(注) 1 ○は広域中心署

2 括弧書の署名は、広域運営における中心署

3 「情報技術専門官(個人)」欄の○は、特官(電子商取引担当)と同様の広域運営による先端分野に係る調査等を担当

4 特調部門等の個人は特調部門、法人は調査筆頭部門

5 「評価専門官」欄の○は評価専門官の配置署、括弧書の署名は指定署

6 鉴町署の特別調査情報官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査を担当

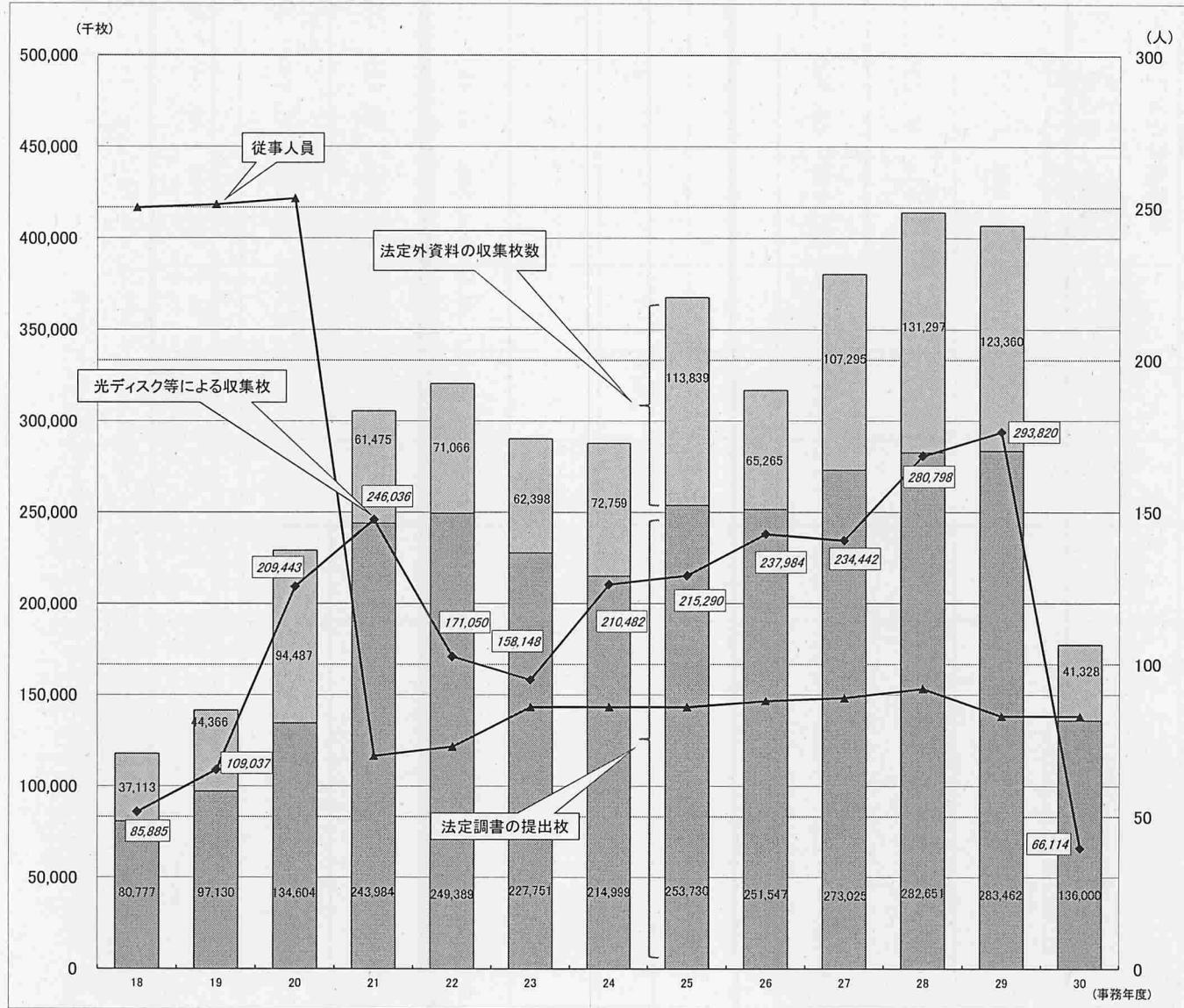
7 「審理専門官」欄の※は、審理専門官の複数配置署

8 鉴町署の法人国際官1名及び源泉国際官1名は、全管広域運営によって、情報の収集・分析及びそれらに基づく調査事業の企画、調査手法の開発等を担当

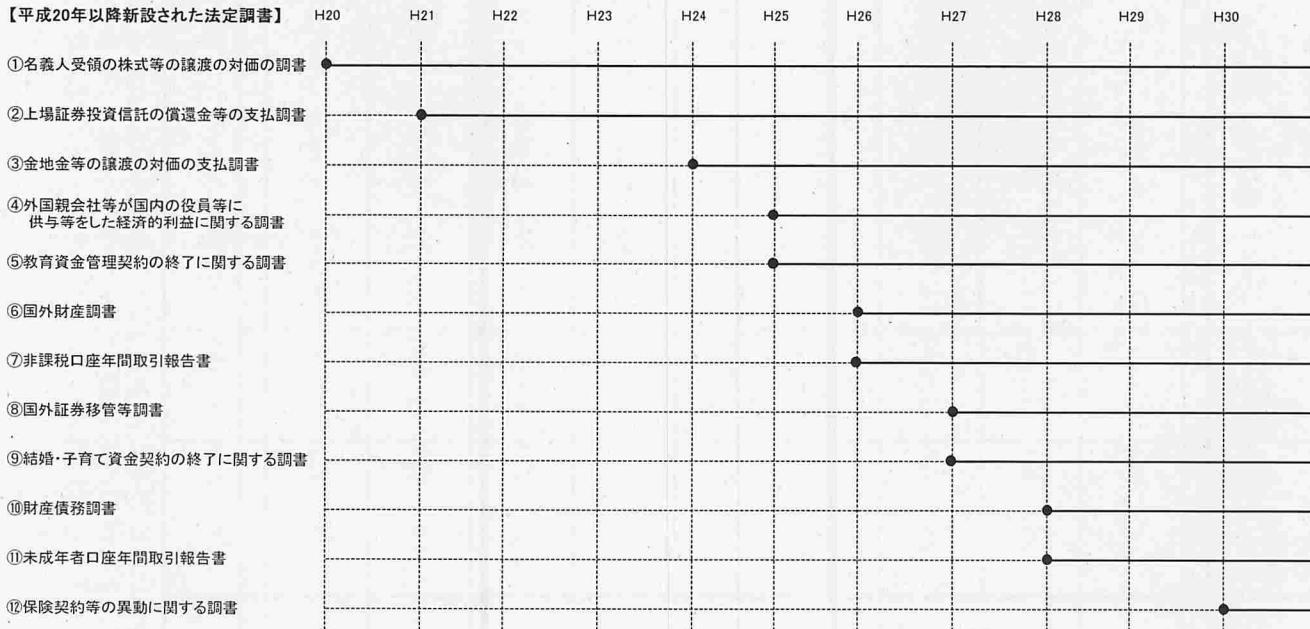
9 「機動官(個人)」欄の括弧書の署名は連絡署。なお、○は広域運営(6ブロック:世田谷署、北沢署、玉川署、渋谷署)による国際取引に関する機動調査事務を担当

10 機動官(資産)の○は配置署

○ 資料収集枚数等の推移



(注) 平成30事務年度は、平成30年7月～12月の実績である。



○ 総合調査特官の調査事績の推移

区分 事務 年度	処理 事案 件数	処理 件数	調査 総日数	増差所得金額			不正所得金額			追徴 税額	更・修 正割合	不正発 見割合	複数税 目割合	処理事案件数1件当たり				
				所得税	相続・贈与税	法人税	所得税	相続・贈与税	法人税					増差所 得金額	不正所 得金額	追徴 税額		
	件	件	人日	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円					千円	千円	千円		
21	86	444	13,340	15,035	2,195	1,271	11,569	9,269	524	178	8,566	3,885	86.9	28.6	95.3	174,828	107,774	45,177
22	86	364	12,888	11,517	3,581	2,283	5,653	5,821	1,724	66	4,031	4,387	74.2	35.2	66.3	133,921	67,685	51,013
23	88	376	12,639	11,757	2,658	1,906	7,193	5,726	792	557	4,376	3,857	79.5	34.0	67.0	133,599	65,063	43,833
24	66	306	10,365	7,344	2,107	1,085	4,152	4,053	636	212	3,205	2,655	87.6	30.1	72.7	111,281	61,409	40,223
25	79	301	10,021	6,964	2,273	619	4,072	3,345	974	19	2,352	2,236	77.1	21.6	67.1	88,150	42,345	28,302
26	81	288	9,782	9,588	2,084	1,379	6,124	4,747	1,000	66	3,681	3,201	81.3	30.9	79.0	118,374	58,607	39,517
27	84	370	10,234	9,777	2,453	858	6,466	3,146	635	29	2,482	3,400	82.4	22.4	78.6	116,390	37,453	40,475
28	89	339	11,994	11,478	2,632	620	8,226	2,013	539	24	1,450	2,851	77.6	16.5	75.3	128,964	22,616	32,031
29	103	372	9,752	8,781	4,053	915	3,813	3,289	598	80	2,611	3,099	84.1	22.3	77.6	85,255	31,940	30,092
30	66	239	6,356	8,145	3,297	1,287	3,560	3,310	929	88	2,292	2,586	83.7	19.7	78.8	123,413	50,166	39,194

(注) 1 処理事案件数は基幹事案の件数を示し、処理件数は基幹・関連・連携を含めた件数を示す。

2 増差所得金額及び不正所得金額は、所得税、相続・贈与税、法人税に係る調査事績である。

3 追徴税額は、所得税、相続・贈与税、法人税、消費税、源泉所得税及び印紙税の追徴本税額及び加算税額等を含む。

4 更・修正割合及び不正発見割合は、処理件数に占める更・修正件数又は不正発見件数の割合を示す。

5 複数税目割合は、処理事案件数に占める複数税目処理事案の件数の割合を示す。

6 30事務年度は、平成31年3月末現在の事績を示す。

3 開発調査特官の資料源開発事績の推移

区分 事務 年度	稼働日数の状況			処理件数の状況								試行 調査	資料収集の状況					
	総稼働 日数	開発調査 事務	割 合	開発調査 件 数	開発事案区分						その他の 資料 源 開発事案	活用効果の高い資料				蓄積 その他	合計	
					特定事案	法定監査	調査同行 事 案	協力依頼 事 案	共同開発 事 案	連絡事案		重要資料	資金資料	連絡せん	小計			
人日	人日	人日	%	件	件	件	件	件	件	件	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	
20	13,494.9	10,611.5	78.6	403	9	91	248	55			-	54	3,212	725	5,744	9,681	186,668	196,349
21	13,447.9	10,554.9	78.5	366	1	81	229	35		20	-	19	3,120	25	8,452	11,597	148,236	159,833
22	13,367.2	10,252.9	76.7	351	3	72	218	43		15	-	29	2,419	67	8,924	11,410	250,095	261,505
23	13,857.2	10,453.6	75.4	372	-	65	260	42		5	-	10	1,369	472	4,920	6,761	409,905	416,666
24	13,770.5	10,450.7	75.9	361	12	119	113	91		26	-	5	2,208	30	6,240	8,478	556,713	565,191
25	13,590.6	10,024.8	73.8	340	-	122	118	92		8	-	6	2,609	28	8,158	10,795	429,125	439,920
26	13,782.6	10,316.3	74.9	356	-	124	112	119			1	2	1,247	18	8,203	9,468	3,219,548	3,229,016
27	13,761.6	10,320.0	75.0	360	-	99	161	98			2	-	1,266	5	9,171	10,442	1,106,986	1,117,428
28	13,860.1	10,334.6	74.6	368	-	88	153	122			5	-	784	9	6,720	7,513	15,907,416	15,914,929
29	15,660.8	11,794.6	75.3	386	-	77	172	125			12	-	1,030	6	7,066	8,102	16,651,222	16,659,324
30	8,324.2	6,154.5	73.9	165	-	46	88	27			4	-	619	0	2,587	3,206	954,066	957,272

(注) 平成30事務年度は、平成30年7月～12月の実績である。

連絡せんには、調査情報連絡せんを含む。

4 法定監査事績の推移

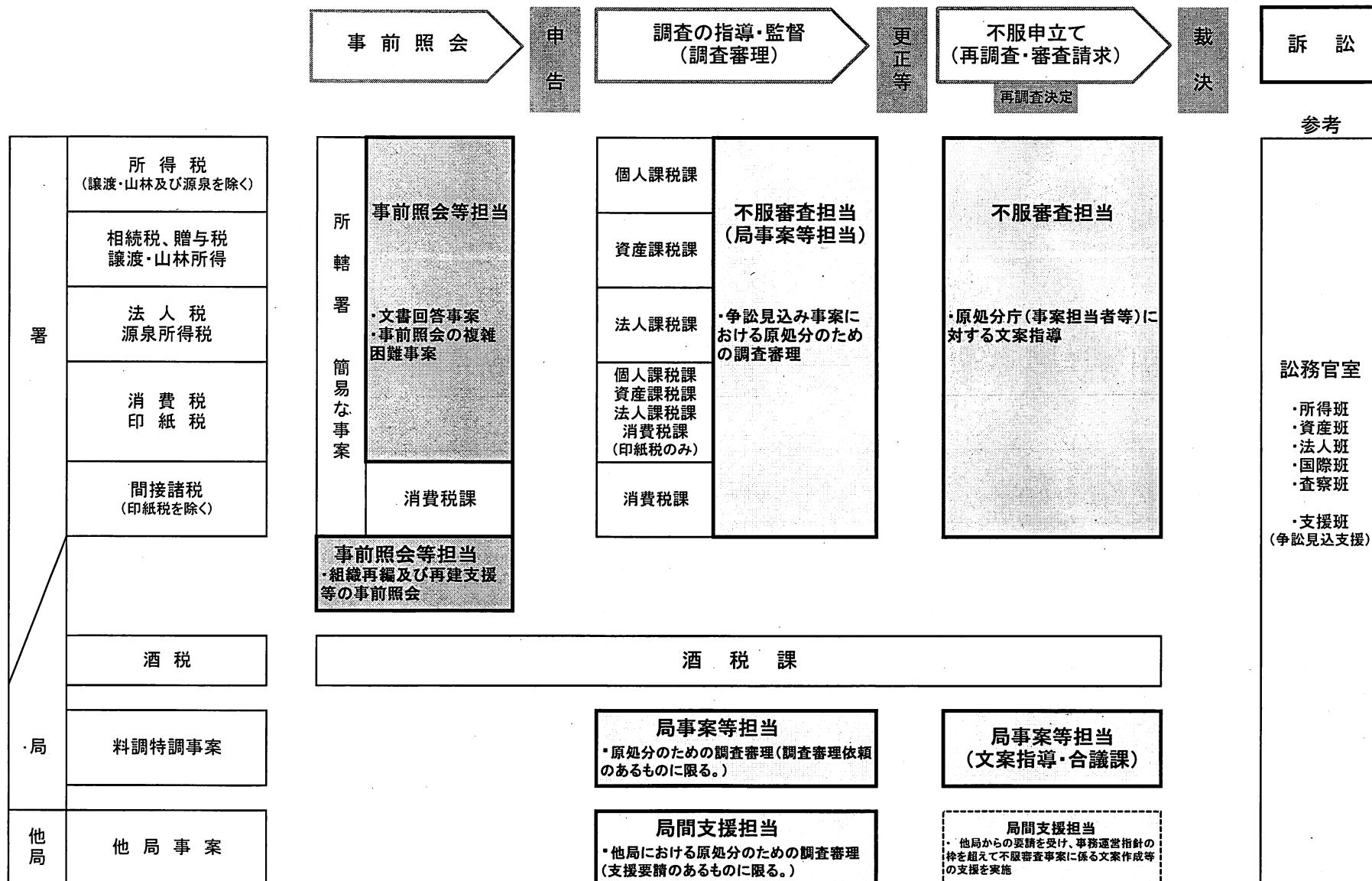
区分 事務年度	実地監査								簡易監査						
	件数	非違件数	非違割合	収集枚数				件数	非違件数	非違割合	収集枚数			件数	
				法定調書		法定外資料	計				法定調書	法定外資料	計		
				1件当たり		1件当たり									
21	391	328	83.9	32,092	82.1	53,336	136.4	85,428	136	123	90.4	1,529	0	1,529	
22	455	418	91.9	23,467	51.6	53,360	117.3	76,827	212	206	97.2	2,549	178	2,727	
23	850	775	91.2	42,553	50.1	169,667	199.6	212,220	221	219	99.1	3,355	23	3,378	
24	807	735	91.1	56,591	70.1	51,535	63.9	108,126							
25	818	751	91.8	71,616	87.6	55,634	68.0	127,250							
26	806	696	86.4	41,824	51.9	132,221	164.0	174,045							
27	799	664	83.1	59,171	74.1	4,938,435	6,180.8	4,997,606							
28	998	770	77.2	103,340	103.5	997,367	999.4	1,100,707							
29	952	719	75.5	33,585	35.3	301,303	316.5	334,888							
30	658	237	36.0	5,171	7.9	67,640	102.8	72,811							

(注) 1 平成30事務年度は、平成30年7月～平成30年12月の実績である。

2 平成24事務年度からは、監査事務体系の見直しを行い、簡易監査を廃止した。

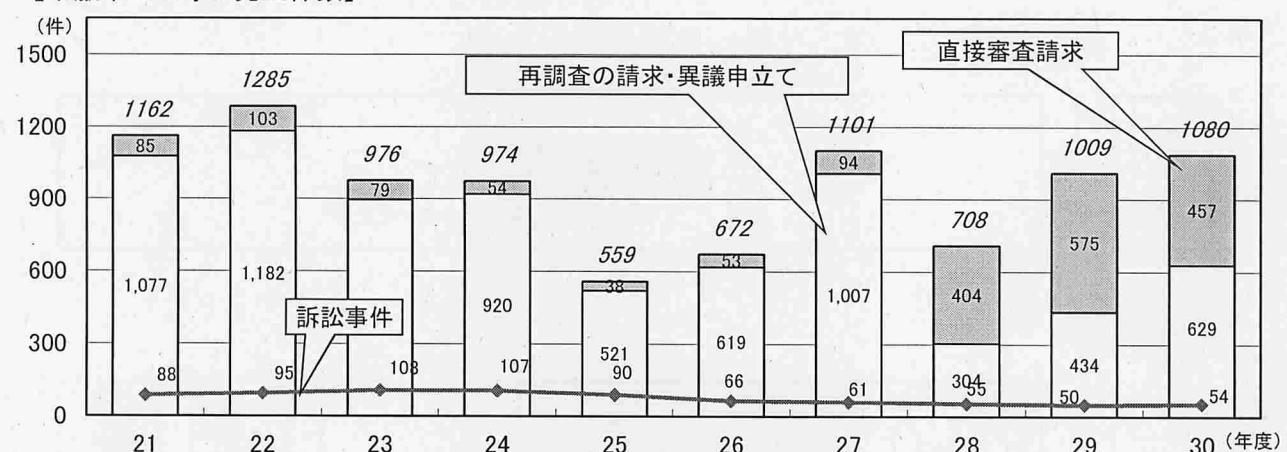
審理課の事務所掌(局審理関係部署との関係)

*イメージ図



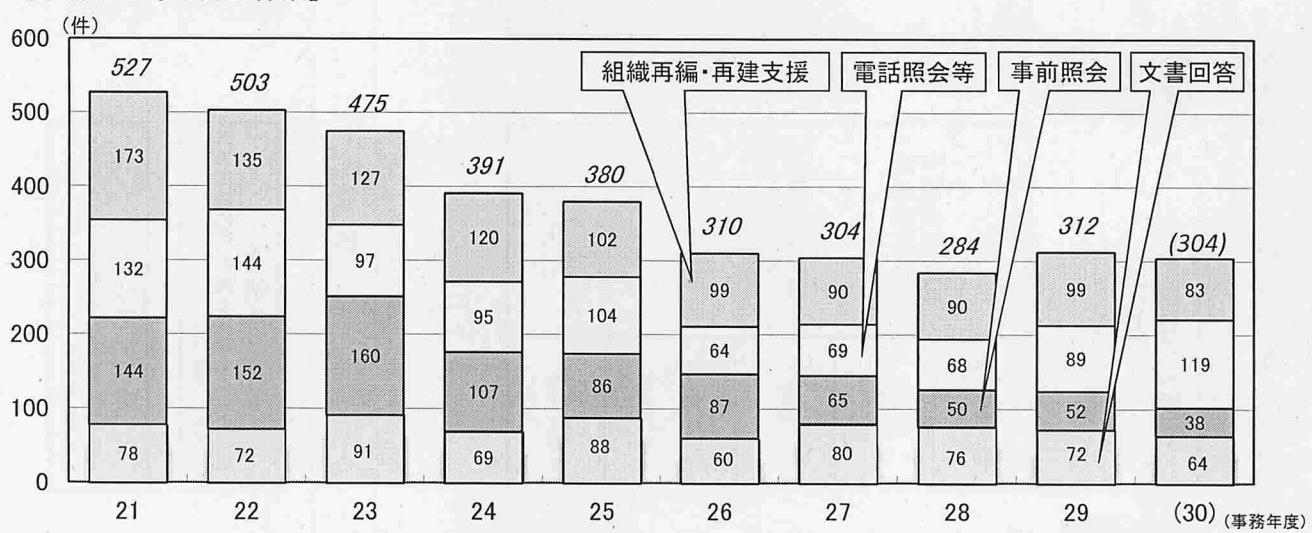
○ 不服申立て・事前照会等の件数の推移

【不服申立て等の発生件数】



(参考) 不服申立て制度の改正により、平成28年4月以降の処分に対する不服申立ては、審査請求と再調査の請求の選択制とされた。

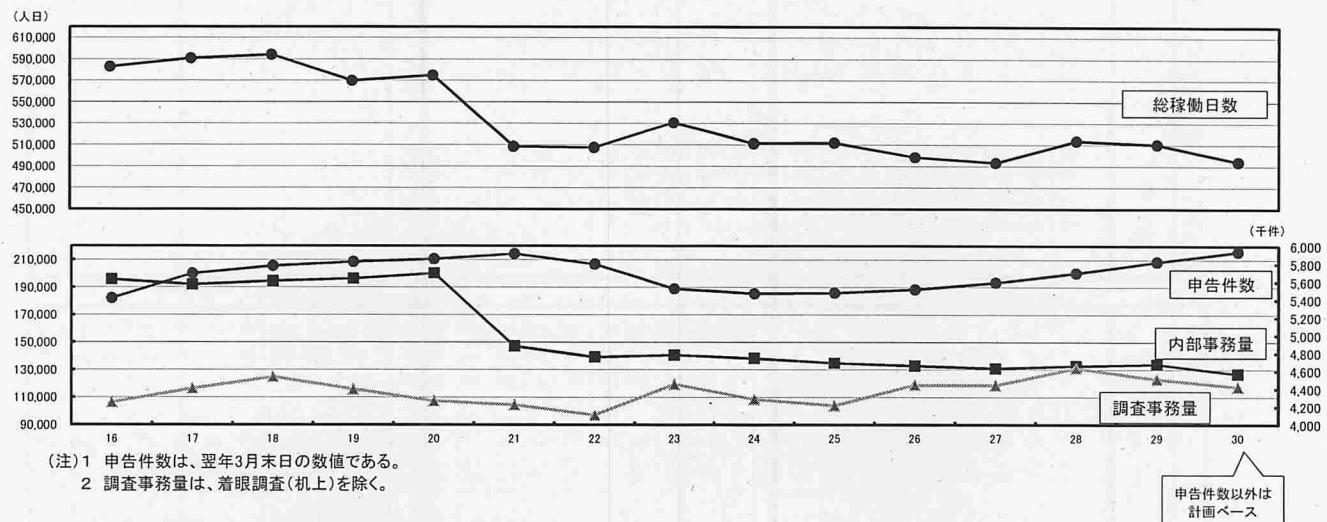
【事前照会等の発生件数】



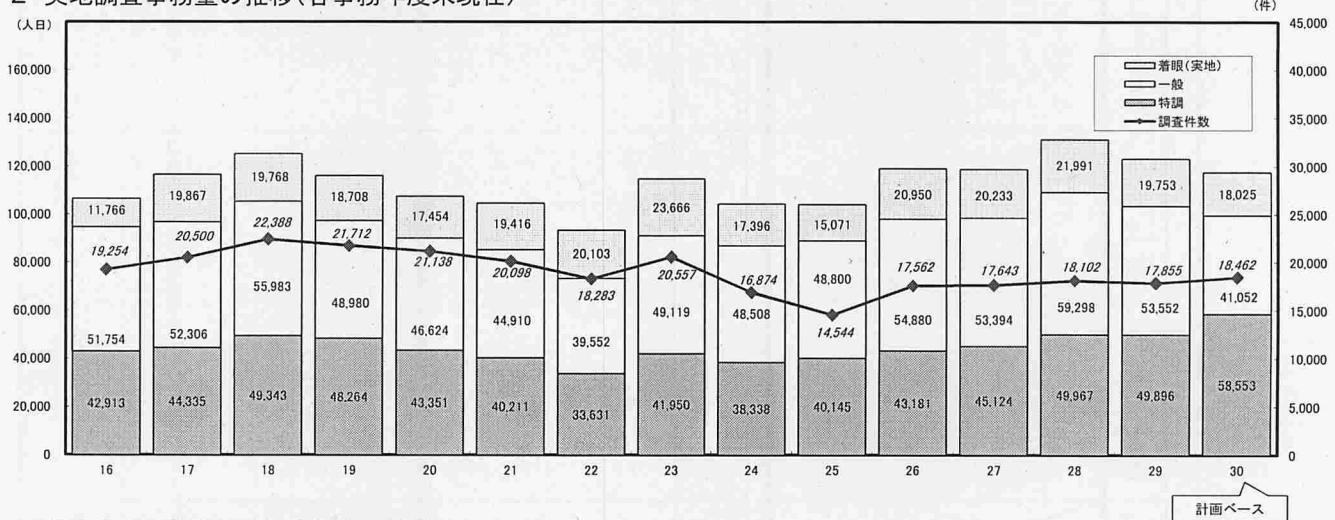
(注) 30事務年度の件数(304件)は5月末現在の件数であり、対前年同月比は107.8% (29事務年度の5月末現在は282件)である。

○ 事務運営の推移等

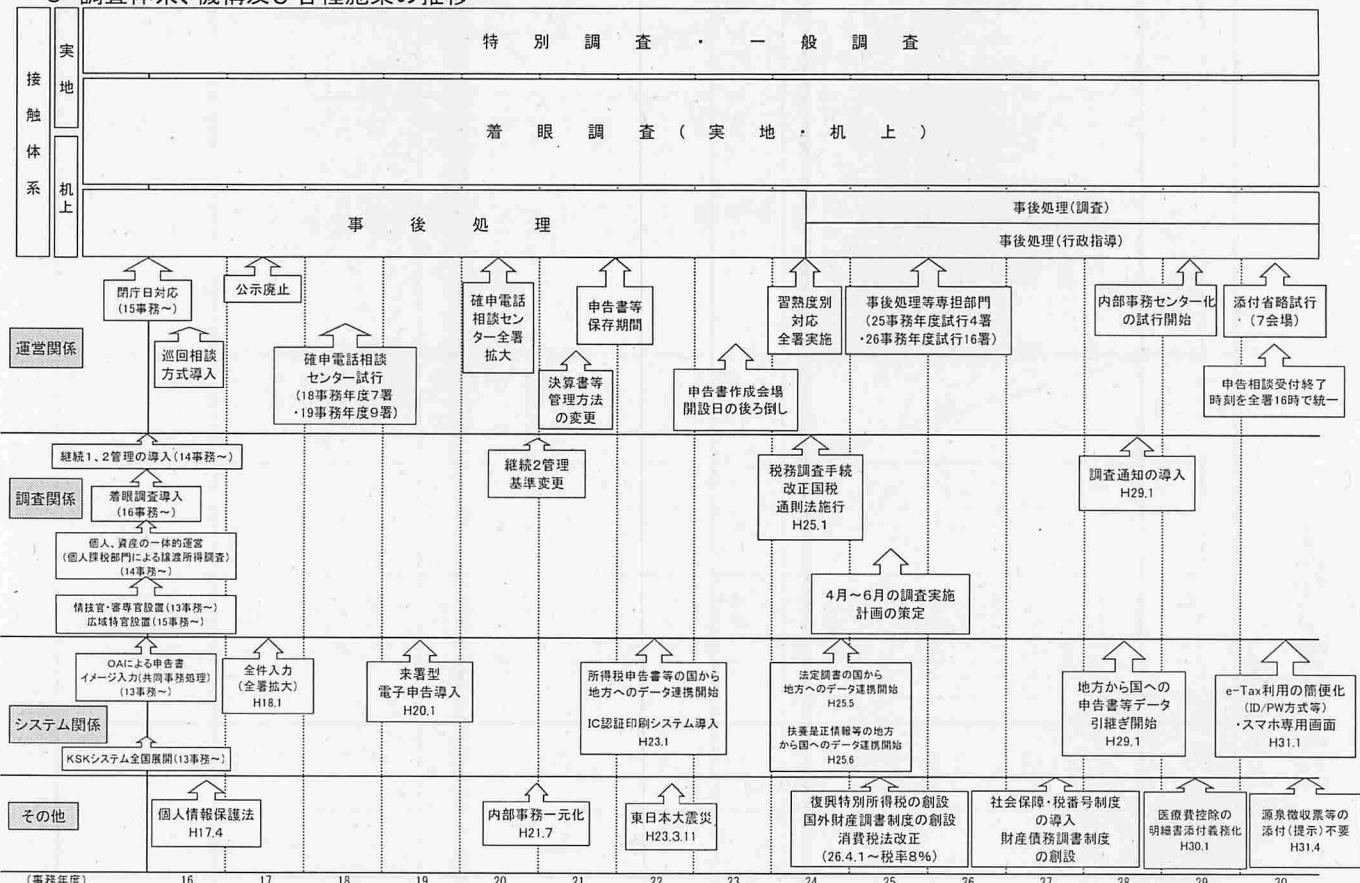
1 個人課税部門の総稼働日数、所得税の申告書提出件数及び調査・内部事務量



2 実地調査事務量の推移(各事務年度末現在)



3 調査体系、機構及び各種施策の推移



2 課税事績の推移

(1) 所得税

所得者区分 区分 年	合 計									(参考) 譲渡の有所得者数等						
		対前年比	1人当たり	営業等所得者	対前年比	1人当たり	農業所得者	対前年比	1人当たり	その他所得者	対前年比	1人当たり	譲渡所得	対前年比	1人当たり	
人 員	21	1,881,208	96.1	人 員	314,552	88.8	人 員	10,170	92.7	人 員	1,556,486	97.7	135,935	108.9		
	22	1,849,343	98.3		303,672	96.5		10,952	107.7		1,534,719	98.6	149,057	109.7		
	23	1,620,789	87.6		314,600	103.6		10,741	98.1		1,295,448	84.4	136,895	91.8		
	24	1,613,230	99.5		321,005	102.0		12,395	115.4		1,279,830	98.8	150,039	109.6		
	25	1,671,661	103.6		328,667	102.4		11,389	91.9		1,331,605	104.0	312,479	208.3		
	26	1,659,088	99.2		341,642	103.9		10,161	89.2		1,307,285	98.2	244,635	78.3		
	27	1,712,512	103.2		353,052	103.3		11,886	117.0		1,347,574	103.1	254,234	103.9		
	28	1,718,096	100.3		361,934	102.5		13,258	111.5		1,342,904	99.7	199,575	78.5		
	29	1,741,987	101.4		359,825	99.4		13,521	102.0		1,368,641	101.9	287,229	143.9		
	30	1,746,417	100.3		363,821	101.1		12,960	95.9		1,369,636	100.1	243,980	84.9		
総 所得 金 額 等	21	億円 116,509	% 87.3	千円 6,193	億円 14,483	% 88.3	千円 4,604	億円 287	% 92.3	千円 2,822	億円 101,739	% 87.2	千円 6,536	億円 12,813	% 67.5	千円 9,426
	22	116,257	99.8	6,286	13,989	96.6	4,607	343	119.5	3,132	101,925	100.2	6,641	15,155	118.3	10,167
	23	112,855	97.1	6,963	14,226	101.7	4,522	316	92.1	2,942	98,313	96.5	7,589	16,058	106.0	11,730
	24	115,454	102.3	7,157	14,642	102.9	4,561	398	125.9	3,210	100,414	102.1	7,846	18,349	114.3	12,229
	25	136,032	117.8	8,138	15,013	102.5	4,568	355	89.2	3,117	120,665	120.2	9,062	36,886	201.0	11,804
	26	128,823	94.7	7,765	15,721	104.7	4,602	300	84.5	2,952	112,802	93.5	8,629	25,206	68.3	10,304
	27	138,112	107.2	8,065	16,396	104.3	4,644	388	129.3	3,264	121,327	107.6	9,003	30,387	120.6	11,952
	28	141,111	102.2	8,213	16,777	102.3	4,635	467	120.3	3,522	123,867	102.1	9,224	32,777	107.9	16,424
	29	147,085	104.2	8,444	16,990	101.3	4,722	482	103.2	3,562	129,614	104.6	9,470	37,031	113.0	12,892
	30	152,025	103.4	8,705	17,453	102.7	4,797	452	93.9	3,489	134,120	103.5	9,792	37,141	100.3	15,223
申 告 納 税 額	21	億円 9,009	% 83.1	千円 479	億円 1,411	% 91.2	千円 449	億円 12	% 92.3	千円 118	億円 7,586	% 81.7	千円 487			
	22	9,062	100.6	490	1,373	97.3	452	16	133.3	146	7,673	101.1	500			
	23	9,173	101.2	566	1,397	101.7	444	13	81.3	121	7,763	101.2	599			
	24	9,355	102.0	580	1,411	101.0	440	20	150.1	157	7,924	102.1	619			
	25	10,966	117.2	656	1,456	103.2	443	17	88.3	151	9,493	119.8	713			
	26	10,904	99.4	657	1,501	103.1	439	14	79.0	134	9,390	98.9	718			
	27	12,144	111.4	709	1,609	107.2	456	22	159.7	183	10,513	112.0	780			
	28	12,574	103.5	732	1,613	100.3	446	30	136.4	224	10,931	104.0	814			
	29	13,186	104.9	757	1,615	100.1	449	31	103.1	226	11,540	105.6	843			
	30	13,778	104.5	789	1,672	103.5	460	26	85.4	202	12,079	104.7	882			

(注) 各翌年3月31日現在の数値である。

(2) 消費税

区分 年	納税申告	対前年比	簡易課税	対前年比	還付申告	対前年比	計	対前年比	
申告件数	件	%	件	%	件	%	件	%	
	19	293,055	96.1	198,032	96.3	7,017	99.2	300,072	96.1
	20	286,936	97.9	193,008	97.5	7,449	106.2	294,385	98.1
	21	284,859	99.3	191,298	99.1	7,972	107.0	292,831	99.5
	22	275,049	96.6	184,495	96.4	7,043	88.3	282,092	96.3
	23	248,682	90.4	166,740	90.4	6,013	85.4	254,695	90.3
	24	235,575	94.7	155,509	93.3	5,557	92.4	241,132	94.7
	25	230,025	97.6	150,464	96.8	5,893	106.0	235,918	97.8
	26	230,373	100.2	148,687	98.8	6,715	113.9	237,088	100.5
	27	231,730	100.6	147,178	99.0	7,304	108.8	239,034	100.8
申告税額	件	%	件	%	件	%	件	%	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
	19	114,656	97.7	56,014	97.7	10,236	130.3	104,420	95.3
	20	110,175	96.1	53,694	95.9	8,638	84.4	101,537	97.2
	21	103,764	94.2	50,114	93.3	8,666	100.3	95,098	93.7
	22	100,206	96.6	48,395	96.6	6,786	78.3	93,420	98.2
	23	95,316	95.1	46,220	95.6	4,441	65.4	90,875	97.3
	24	94,393	99.0	45,620	98.7	4,342	97.8	90,051	99.1
	25	94,062	99.6	45,188	99.1	5,440	125.3	88,622	98.4
	26	131,570	139.9	63,145	139.7	8,743	160.7	122,827	138.6
申告税額	件	%	件	%	件	%	件	%	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
	27	147,320	112.0	70,134	111.1	11,118	127.2	136,202	110.9
	28	152,554	103.6	73,268	104.5	10,145	91.3	142,408	104.6
	29	153,568	100.7	73,000	99.6	11,458	112.9	142,109	99.8

(注) 1 各年分は、その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した課税期間について、翌年6月30日までの申告（国、地方公共団体等については翌年9月30日までの申告を含む。）又は処理（更正、決定等）の事績である。

2 「申告税額」欄は、地方消費税（譲渡割額）を含まない。

3 「申告税額」欄の「計」欄は、納税申告税額から還付申告税額を控除したものである。

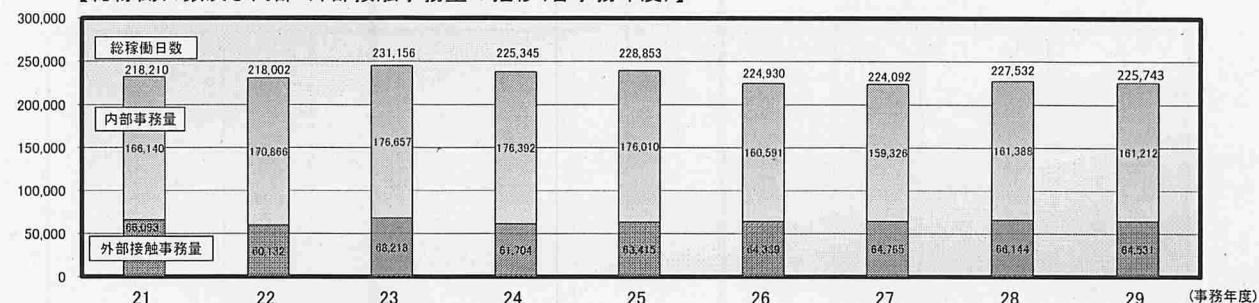
3 調査事績(調査態様別)の推移

区分	税目 項目 事務 年度	所得税										消費税			源泉所得税	
		調査件数	調査総日数	調査全年分増差額		1件当たり			重加賦課割合	調査件数	同時調査割合	増差税額	非違割合	税額		
				所得金額	税額	調査日数	所得金額	税額								
特 別	21	3,679	件	人日	百万円	百万円	人日	千円	千円	%	件	%	百万円	%	百万円	
	22	3,260		50,341	86,629	22,423	13.7	23,547	6,095	14.8	2,100	57.1	4,787			
	23	3,698		45,968	76,817	21,565	14.1	23,563	6,615	15.2	1,751	53.7	2,313			
	24	3,408		50,038	75,384	18,256	13.5	20,385	4,937	12.1	1,966	53.2	2,416			
	25	3,255		52,684	69,893	15,353	15.5	20,509	4,505	11.1	1,953	57.3	2,119			
	26	3,286		52,658	58,884	14,369	16.2	18,090	4,414	11.5	1,770	54.4	2,222			
	27	3,586		50,906	63,487	13,195	15.5	19,320	4,016	8.9	1,988	60.5	1,810			
	28	3,707		53,938	65,677	15,052	15.0	18,315	4,197	10.1	2,042	56.9	2,789			
	29	4,054		55,922	60,971	13,432	15.1	16,447	3,624	10.6	2,168	58.5	2,523			
	30	3,746		60,639	101,735	21,607	15.0	25,095	5,330	11.4	2,220	54.8	2,890			
				53,445	82,244	16,889	14.3	21,955	4,509	13.7	2,002	53.4	3,378			
一 般	21	10,045		47,514	81,394	11,271	4.7	8,103	1,122	1.7	3,835	38.2	1,088			
	22	8,816		43,055	72,596	10,379	4.9	8,235	1,177	1.5	3,438	39.0	1,355			
	23	10,416		50,583	80,175	10,203	4.9	7,697	980	1.5	4,138	39.7	1,515			
	24	9,121		48,664	60,973	7,011	5.3	6,685	769	1.3	3,662	40.1	1,177			
	25	8,669		49,645	65,781	7,924	5.7	7,588	914	2.2	3,046	35.1	957			
	26	9,832		58,464	90,081	10,880	5.9	9,162	1,107	3.7	4,380	44.5	1,862			
	27	9,552		56,320	91,496	10,864	5.9	9,579	1,137	4.5	3,996	41.8	1,805			
	28	9,667		56,610	83,870	10,314	5.9	8,676	1,067	3.5	4,140	42.8	2,154			
	29	9,126		56,306	84,393	10,780	6.2	9,248	1,181	4.6	3,790	41.5	2,360			
	30	7,163		44,060	74,110	9,166	6.9	10,346	1,280	6.9	2,931	40.9	2,154			
着 眼	21	8,254		19,401	16,578	1,110	2.4	2,008	135	-	6,147	34.7	1,180			
	22	7,724		20,856	21,933	1,935	2.7	2,840	251	-	6,234	29.3	1,422			
	23	7,960		22,096	20,528	1,520	2.8	2,579	191	-	6,130	34.8	1,306			
	24	4,437		12,304	13,394	1,121	2.8	3,019	253	-	2,858	31.7	720			
	25	4,072		13,512	13,643	1,278	3.3	3,350	314	-	1,389	30.5	336			
	26	5,810		20,066	35,781	2,505	3.5	6,158	431	0.5	2,028	34.9	646			
	27	5,817		20,133	41,206	2,999	3.5	7,084	516	0.8	2,026	34.8	759			
	28	6,186		20,706	41,676	3,159	3.3	6,737	511	0.5	2,006	32.4	796			
	29	5,896		20,017	33,374	2,602	3.4	5,660	441	0.6	2,071	35.1	776			
	30	4,359		14,150	25,495	2,086	3.2	5,849	479	0.5	1,626	37.3	755			
合 計	21	21,978		117,256	184,601	34,804	5.3	8,399	1,584	3.2	12,082	40.0	7,055	2.1	257	
	22	19,800		109,879	171,346	33,879	5.5	8,654	1,711	3.2	11,423	36.5	5,090	1.7	247	
	23	22,074		122,717	176,087	29,979	5.6	7,977	1,358	2.7	12,234	39.6	5,237	1.8	212	
	24	16,966		113,652	144,260	23,485	6.7	8,503	1,384	3.0	8,473	40.8	4,016	2.4	252	
	25	15,996		115,815	138,308	23,571	7.2	8,646	1,474	4.8	6,205	37.9	3,515	2.1	261	
	26	18,928		129,436	189,349	26,580	6.8	10,004	1,404	3.6	8,396	44.4	4,318	2.0	178	
	27	18,955		130,391	198,379	28,916	6.9	10,466	1,526	4.4	8,064	42.5	5,353	1.7	182	
	28	19,560		133,238	186,517	26,906	6.8	9,536	1,376	3.9	8,314	42.5	5,473	1.7	134	
	29	19,076		136,962	219,502	34,989	7.2	11,507	1,834	3.4	8,081	42.4	6,026	1.3	84	
	30	15,268		111,655	181,849	28,141	7.3	11,910	1,843	7.2	6,559	43.0	6,287	1.2	94	

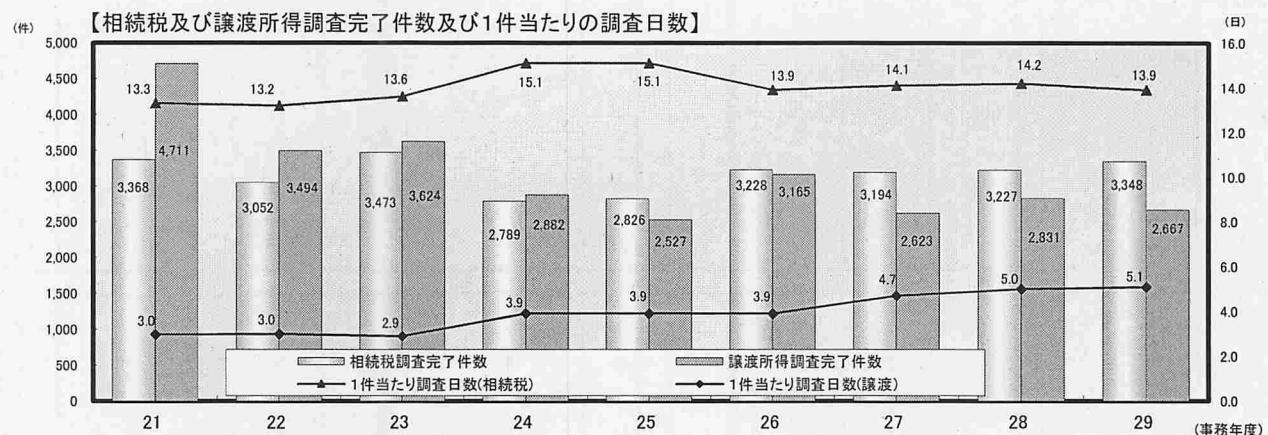
- (注) 1 局特・総合事案を含み、査察事案を除く。
 2 税額には加算税額を含む。
 3 着眼調査は実地調査のみである。
 4 30事務年度は、30年7月～31年4月の事績である。

1 事務運営の推移等

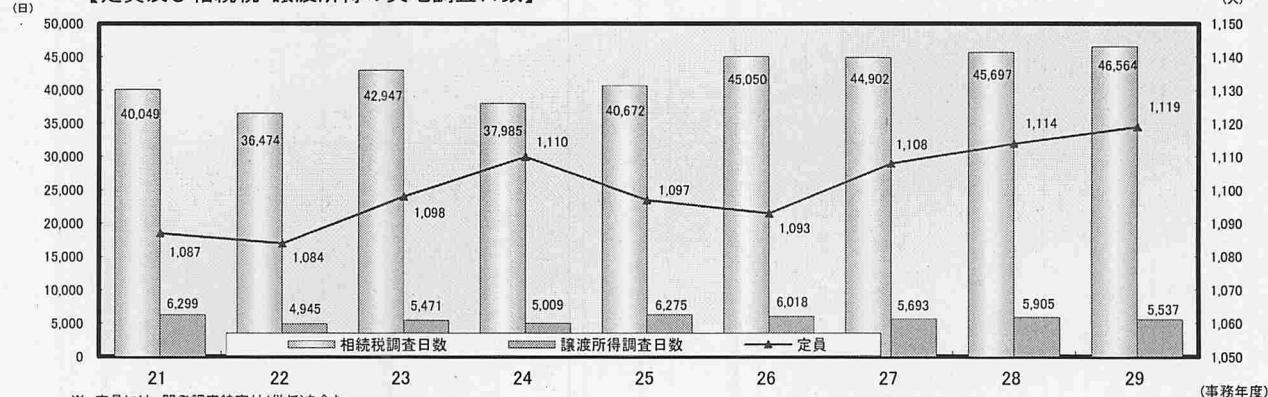
(人日) 【総稼働日数及び内部・外部接触事務量の推移(各事務年度)】



(件) 【相続税及び譲渡所得調査完了件数及び1件当たりの調査日数】



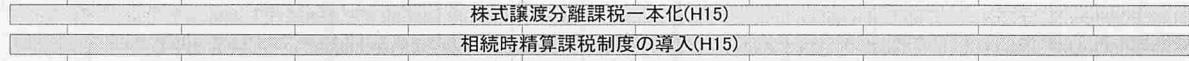
(日) 【定員及び相続税・譲渡所得の実地調査日数】



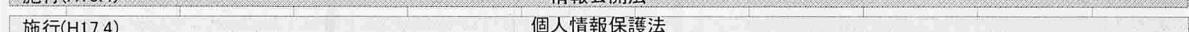
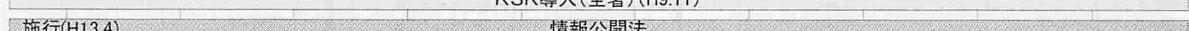
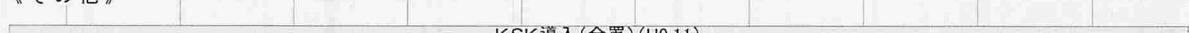
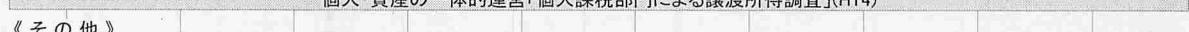
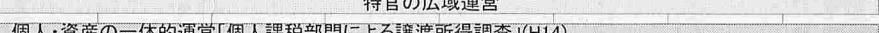
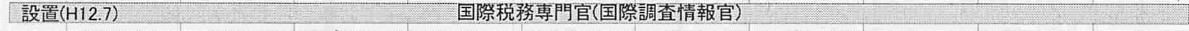
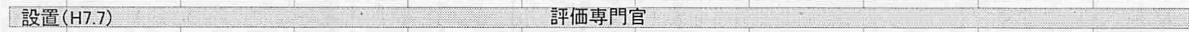
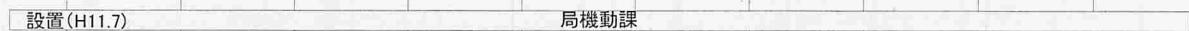
※ 定員には、開発調査特官付(併任)を含む。

【資産課税に係る機構等の変遷】

《税制改正》



《機構》



20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (事務年度)

2 課税事績の推移

区分 年分	相 続 税												
	被相続人数		課税価格					納付税額					
			人	対前年比	人員	対前年比	金額	対前年比	1人当たり	人	対前年比	金額	対前年比
	人	%	人	%	人	%	億円	%	千円	人	%	億円	%
20	15,237	105.0	44,726	103.2	41,346	104.3	92,443	92,443	92,443	39,152	103.2	6,027	101.4
21	14,485	95.1	42,009	93.9	37,350	90.3	88,910	88,910	88,910	36,714	93.8	5,343	88.7
22	16,147	111.5	46,296	110.2	39,526	105.8	85,377	85,377	85,377	40,285	109.7	5,472	102.4
23	16,375	101.4	46,238	99.9	39,923	101.0	86,343	86,343	86,343	40,122	99.6	5,756	105.2
24	17,263	105.4	48,401	104.7	40,435	101.3	83,542	83,542	83,542	42,003	104.7	5,566	96.7
25	18,136	105.1	50,401	104.1	44,211	109.3	87,718	87,718	87,718	43,639	103.9	6,614	118.8
26	18,608	102.6	50,778	100.7	43,827	99.1	86,311	86,311	86,311	44,048	100.9	6,500	98.3
27	32,209	173.1	84,433	166.3	51,721	118.0	61,257	61,257	61,257	72,934	165.6	7,601	116.9
28	32,909	102.2	85,573	101.4	52,833	102.1	61,740	61,740	61,740	74,387	102.0	8,132	107.0
29	34,962	106.2	89,908	105.1	55,935	105.9	62,214	62,214	62,214	77,956	104.8	8,689	106.8
30										集 計 中			

(注) 1 相続税は翌年10月末日までに申告又は処理をしたものである。

2 贈与税は翌年3月31日現在の事績である。

東京国税局統計書

贈与税の申告状況表

贈 与 税					
課税件数		贈与税額			
件	対前年比	精算課税	件	対前年比	1人当たり
億円	%	千円	件	%	千円
73,821	93.3	1,270	448	98.0	606
72,469	98.2	1,294	435	97.1	601
77,915	107.5	1,140	507	116.5	651
88,118	113.1	1,135	582	114.7	660
94,833	107.6	1,077	512	88.0	540
107,726	113.6	1,210	711	138.8	660
120,252	111.6	1,130	1,336	188.0	1,111
126,532	105.2	1,156	1,065	79.7	842
123,166	97.3	1,182	859	80.7	698
124,406	101.0	1,359	883	102.8	710
122,082	98.1	1,070	1,378	156.0	1,129

3 調査事績の推移

(1) 実地調査事績 (相続税)

区分 事務 年度	要処理件数	対前年比	処理済件数	調査件数	更・修正割合	調査日数	対前年比	増差課税価格	1件当たり		重加賦課 件数	重加賦課 割合
									調査日数	増差課税価格		
21	50,447	100.7	29,870	3,368	79.7	44,819	98.5	103,340	13.3	30,683	293	10.9
22	51,676	102.4	31,404	3,052	77.0	40,326	90.0	97,246	13.2	31,863	232	9.9
23	50,719	98.1	30,469	3,473	74.0	47,171	117.0	104,009	13.6	29,947	245	9.5
24	52,575	103.7	25,666	2,789	73.2	42,102	89.3	70,999	15.1	25,457	205	10.0
25	58,669	111.6	31,065	2,826	75.5	42,740	101.5	80,811	15.1	28,596	210	9.8
26	60,902	103.8	34,497	3,228	75.1	45,056	105.4	91,110	14.0	28,225	240	9.9
27	73,811	121.2	43,418	3,194	75.2	44,902	99.7	74,514	14.1	23,329	224	7.0
28	83,868	113.6	53,784	3,227	76.5	45,697	101.8	95,651	14.2	29,641	233	7.2
29	88,745	105.8	63,764	3,350	79.4	46,543	101.9	90,368	13.9	26,976	262	7.8
30	—	—	—	2,946	85.8	37,354	—	79,929	12.7	27,131	354	12.0

(注) 1 局特・査察・総合特官・資産課税課調査担当の事績を含む。

2 平成21事務年度～23事務年度の調査対象事案は、前々年6月～前年5月までに相続が開始した事案である。

3 平成24事務年度の調査対象事案は、平成22年6月～12月までに相続が開始した事案である。

4 平成25事務年度～29事務年度の調査対象事案は、前々年1月～12月までに相続が開始した事案である。

5 平成30事務年度は、平成30年7月～平成31年3月の実績である。

(2) 実地調査事績 (譲渡所得)

区分 事務 年度	調査件数		調査日数	増差所得金額 対前年比	1件当たり		重加賦課 件 数	重加賦課 割 合	備 考	
					調査日数	増差所得金額				
	件	%	人日	%	百万円	人日	千円	件	%	
21	4,711	74.9	13,998	74.3	49,295	3.0	10,464	65	1.8	
22	3,494	72.0	10,323	73.7	33,568	3.0	9,607	38	1.5	
23	3,624	70.1	10,662	103.3	27,526	2.9	7,595	43	1.7	
24	2,882	70.4	11,117	104.3	23,632	3.9	8,200	48	2.4	
25	2,527	67.4	9,939	89.4	18,115	3.9	7,169	92	5.4	
26	3,165	71.7	12,459	125.4	26,199	3.9	8,278	109	4.8	
27	3,223	67.8	12,392	99.5	30,246	3.8	9,384	87	2.7	
28	3,713	69.0	14,154	114.2	26,061	3.8	7,019	52	1.4	
29	3,472	67.5	13,659	96.5	30,053	3.9	8,656	40	1.2	
30	2,341	69.8	8,611	-	21,075	3.7	9,003	25	1.1	

(注) 1 局特・査察・総合特官・資産課税課調査担当・個人課税の事績を含む。

2 平成30事務年度は、平成30年7月～平成31年3月の実績である。

資産税事務処理状況報告書

譲渡所得実地調査事績集計表・検討表

(参考) 個人課税部門職員による譲渡所得調査 (上記内書)

区分 事務 年度	調査件数		調査日数	増差所得金額 対前年比	1件当たり		重加賦課 件 数	重加賦課 割 合	備 考	
					調査日数	増差所得金額				
	件	%	人日	%	百万円	人日	千円	件	%	
21	2,283	48.5	81.8	7,206	66.0	17,516	3.2	7,672	16	0.9
22	1,680	48.1	81.9	4,995	69.3	10,882	3.0	6,477	8	0.6
23	1,585	43.7	79.8	5,162	103.3	10,565	3.3	6,666	11	0.9
24	1,280	44.4	81.0	4,841	93.8	8,879	3.8	6,937	4	0.4
25	826	32.7	76.4	3,446	71.2	6,983	4.2	8,454	11	1.7
26	1,529	48.3	78.9	6,246	181.3	11,044	4.1	7,223	18	1.5
27	1,682	52.2	71.8	6,144	98.4	13,691	3.7	8,140	6	0.4
28	2,145	57.8	69.8	7,454	121.3	13,172	3.5	6,141	18	0.8
29	2,109	60.7	65.5	7,308	98.0	17,025	3.5	8,073	14	0.7
30	1,856	79.3	66.9	5,955	-	13,707	3.2	7,385	14	0.8

譲渡所得実地調査事績集計表・検討表

参考（機動）

1 機動課職員の年間派遣状況等

【派遣先署数等】

区分 事務年度	派遣先署数 (延べ署数)	派遣人員 (延べ人員)	被指導者数 (延べ人数)
28	(署) 43	(人) 41	(人) 88
29	52	57	131
30 (令和元年5月末現在)	51	56	139

(注)「被指導者数」は、機動課職員が派遣先署において同行指導を行った調査経験の浅い職員(調査事務経験3年未満)の人数である。

2 相続税の調査事績

3 同行指導事績

区分 事務年度		臨宅調査		金融機関調査		その他		合計	
		(回)	(日)	(回)	(日)	(回)	(日)	(回)	(日)
28		219	191.0	137	107.8	355	211.9	711	510.7
29		360	316.2	192	136.4	506	316.8	1058	769.4
30 (平成31年3月末現在)		260	239.9	178	137.5	300	191.1	738	568.5

(注1)「合計」欄の内書きは、質問応答記録書の作成回数を示す。

(注2)「その他」は、準備調査書、争点整理表、重審資料作成等の指導回数・日数を示す。

○ 訴訟事件件数の推移

【発生件数】

(各年度3月末現在、単位：件・%)

税目 年度	所得税	法人税	相続税 贈与税	消費税	その他	合計
21	55	23	4	-	6	88
22	48	26	11	1	9	95
23	51	30	19	1	7	108
24	48	35	13	2	9	107
25	41	21	18	2	8	90
26	28	23	9	1	5	66
27	28	14	10	3	6	61
28	32	9	9	1	4	55
29	21	11	5	4	9	50
30	18	17	12	4	3	54
対前年度比 (30/29)	85.7	154.5	240.0	100.0	33.3	108.0

【係属・終結件数等】

(各年度3月末現在、単位：件・%)

区分 年度	期首 係属 件数	終 結 件 数						期 末 係属 件数	敗訴 割合
		取下げ等	却下	棄却	一部敗訴	全部敗訴	合計		
21	119	13 (14.1)	2 (2.2)	73 (79.3)	2 (2.2)	2 (2.2)	92 (100.0)	115	4.3
22	115	16 (16.8)	- (0.0)	67 (70.5)	3 (3.2)	9 (9.5)	95 (100.0)	115	12.6
23	115	3 (2.9)	1 (0.9)	72 (68.6)	10 (9.5)	19 (18.1)	105 (100.0)	118	27.6
24	118	2 (1.7)	12 (10.3)	93 (80.2)	5 (4.3)	4 (3.5)	116 (100.0)	109	7.8
25	109	5 (5.0)	4 (4.0)	80 (80.0)	3 (3.0)	8 (8.0)	100 (100.0)	99	11.0
26	99	2 (2.6)	3 (3.9)	63 (82.9)	1 (1.3)	7 (9.2)	76 (100.0)	89	10.5
27	89	4 (4.8)	4 (4.8)	67 (79.8)	- (0.0)	9 (10.7)	84 (100.0)	66	10.7
28	66	5 (7.5)	5 (7.5)	56 (83.6)	- (0.0)	1 (1.5)	67 (100.0)	54	1.5
29	54	4 (8.5)	3 (6.4)	35 (74.5)	1 (2.1)	4 (8.5)	47 (100.0)	57	10.6
30	57	5 (10.0)	4 (8.0)	39 (78.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	50 (100.0)	61	4.0

() 内は、構成比である。